

〔石田真敏君登壇〕

○石田真敏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、刑事被告事件の手続への参加に伴う被害者参加人の経済的負担を軽減するため、公判期日等に出席した被害者参加人に対し国が旅費等を支給する制度を創設するとともに、これに関する事務を日本司法支援センターに行わせることとするほか、裁判所に対する被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力要件の緩和を行おうとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

まず第一に、公判期日等に出席した被害者参加人は、裁判所を経由して請求書等を日本司法支援センターに提出し、日本司法支援センターから、旅費、日当及び宿泊料の支払いを受けられることとしております。

第二に、国選被害者参加弁護士の選定請求に係る被害者参加人の資力基準について、その算定の基礎となる必要生計費等を勘案すべき期間を三月間から六月間に伸長することとしております。

本案は、去る四月二日本委員会に付託され、三日谷垣法務大臣から提案理由の説明を聴取しました。

十日、質疑を行い、質疑を終局したところ、本案に対し、民主党・無所属クラブから、犯罪被害者等に対する弁護士による無料法律相談を実施すること等を日本司法支援センターの業務に追加することを内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、内閣の意見を聴取しました。

次いで、採決した結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本案は全会一致をもつて原案の

とおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よって、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

〔保岡興治君登壇〕

○保岡興治君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両案は、いずれも、近年におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁しようとするものであります。

まず、逢沢一郎君外五名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案について、その主な内容を申し上げます。

本案は、ウエブサイト等、電子メールを利用した選挙運動を解禁するものであります。電子メールにつきましては、送信主体を候補者、政党等に限定することとしております。また、政党等は、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウエブサイト等に直接リンクする有料広告をすることができるものとするほか、誹謗中傷、成り済まし対策として、ウエブサイト等により選挙運動用または落選運動用の文書図画を颁布する者に対してし、電子メールアドレス等の表示を義務づけること等の措置を講ずることとしております。

次に、田嶋要君外五名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案について、主な内容を申し上げます。

本案は、何人も、ウエブサイト等、電子メールを利用する方法による選挙運動を行うことができることとしております。また、政党等と候補者が一致をもって可決され、本案は修正議決すべき

補者は当該候補者の選挙運動用ウエブサイト等に直接リンクする有料広告ができるものとするほか、誹謗中傷、成り済まし対策を講じることとしております。

両案は、去る三月二十一日に本委員会に付託され、二十二日提出者逢沢一郎君及び田嶋要君からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、四月二日から質疑入り、参考人から意見を聴取する等審査を行い、十一日に質疑を終局いたしました。

次いで、逢沢一郎君外五名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本維新の会及び公明党から、衆議院比例代表選出議員の選挙において、重複立候補者を除く衆議院比例名簿登載者の選挙運動用電子メールの送信は、当該衆議院名簿登載者に係る衆議院名簿届け出政党等が行うものとみなすこと等を内容とする修正案が、また、日本共産党から、インターネット等を利用して投票する方法による選挙運動を行なうことができる者を、公職の候補者及び政党等並びに年齢満二十年以上の者とすること等を内容とする修正案が、それぞれ提出されました。

次いで、両修正案について趣旨の説明を聴取した後、討論を行い、順次採決いたしました結果、まず、田嶋要君外五名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案は賛成少数をもつて否決すべきものと決しました。次に、逢沢一郎君外五名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、日本共产党の提案に係る修正案は否決され、自由民主党、日本維新の会及び公明党の提案に係る修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもつて可決され、本案は修正議決すべき

日程第三 公職選挙法の一部を改正する法律
案(田嶋要君外五名提出)

日程第四 公職選挙法の一部を改正する法律
案(逢沢一郎君外五名提出)

公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外五名提出)

公職選挙法の一部を改正する法律案(田嶋要君外五名提出)

公職選挙法の一部を改正する法律案(田嶋要君外五名提出)

公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外五名提出)

公職選挙法の一部を改正する法律案(田嶋要君外五名提出)

〔本号末尾に掲載〕

なお、逢沢一郎君外五名提出の公職選挙法の一
部を改正する法律案に対し、附帯決議を付すること
に決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊吹文明君） ただいま報告がありました
兩案のうち、日程第三につき討論の通告がありま
す。これを許します。寺島義幸君。

〔寺島義幸君登壇〕

○寺島義幸君 私は、ただいま議題となりました
公職選挙法の一部を改正する法律案につき、民主
党・無所属クラブを代表して、民主党、みんなの
党案に賛成の立場から討論を行います。（拍手）

今回の公職選挙法改正によつて、私たちの生活
に欠かせない社会基盤の一つであるインターネット
を、ようやく、民主主義の根幹である選挙で活
用できることとなります。

インターネット上に存在するさまざまなコミュニ
ニケーションツールを通じた、一般有権者、候補
者、政党の双方のやりとりの中で、新しい政治文
化が醸成されるはずであります。

このような選挙運動のあり方が、これまで文書
図画の頒布規制違反とされていたこと自体が残念
なことであり、今回、全政党が参加して協議が行
われ、あるべき選挙の姿を具現化できることは、
大きな前進と考えております。

私たち民主党とみんなの党は、今回の議論を通
じて、解禁の対象を、主体の面では、候補者や政
党に限らず、主権者である一般国民を含んだもの
としました。また、手段の面でも、主権者である
正案では、電子メールを用いた選挙運動を、一般

有権者を含む全ての人が行えるようにすることと
いたしました。

なぜならば、有権者が、議員になつてほしいと
思う人物を、みずから有意思で、知人など、つな
がりのある他の有権者に推薦するという、選挙に
おいて当たり前の、そして欠かすことのできない
重要な行為を、現代社会に広く行き渡つた電子
メールというコミュニケーションツールを用いて
行うことは、至極当然なことであると考えるから
であります。

電子メールによる選挙運動の解禁について、対
案の提案者は、まず政党と候補者だけについて行
い、一般有権者については、その後考えればよい
と主張します。

しかし、選挙というものが、主権者である国民
が代議員を選ぶための制度であることからすれば、選ぶ側の自由が、選ばれる側の自由より優先
されるべきであると考えます。

以上のような観点から、国民の自由な政治参加
を最大限保障するため、私たちは、一般有権者に
も電子メールによる選挙運動の自由が認められた
形での、ネット選挙運動全面解禁を実現すべきで
あると考へています。

一方で、私たちは、一刻も早くインターネット
選挙運動を解禁したいと切実に願い、早期実現に
向け、各党協議会を通じて、また、自民党、日本
維新の会、公明党の三党共同による法案が提示さ
れた後も、法案の一本化に向けた説得と交渉を進
めてまいりましたが、残念ながら合意に至らず、
今日を迎えました。

現在の衆議院の構成に鑑み、我々の法案が皆様
に受け入れられなかつた場合には、次善の策とし
て、次々回の国政選挙からの一般有権者の電子
メールを利用した選挙運動の解禁について適切な

措置がとられる旨を加える修正が行われる自民
党、日本維新の会、公明党共同提案の修正案に賛
成することも検討の余地があることを付言させて
いただきます。

以上、一般有権者こそ選挙の主役となり、みん
なで熟議する新しい政治文化が醸成されることを
強く期待し、民主党、みんなの党案に対する賛成
の討論といたします。（拍手）

○議長（伊吹文明君） 以上をもつて討論は終局を
いたしました。

〔國務大臣稻田朋美君登壇〕

○國務大臣（稻田朋美君） ただいま議題となりま
した消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための
措置がとられる旨を加える修正が行われる自民
党、日本維新の会、公明党共同提案の修正案に賛
成することも検討の余地があることを付言させて
いただきます。

○議長（伊吹文明君） 次に、内閣提出、消費税の
円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁
を阻害する行為のは正等に関する特別措置法案に
ついて、趣旨の説明を求めます。國務大臣稻田朋
美君。

○議長（伊吹文明君） これより採決を行います。
まず、日程第三、田嶋要君外五名提出、公職選
挙法の一部を改正する法律案につき採決をいたし
ます。

本案の委員長の報告は否決であります。この
際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊吹文明君） 起立少數。よつて、本案は
否決されました。

次に、日程第四、逢沢一郎君外五名提出、公職
選挙法の一部を改正する法律案につき採決をいた
します。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を
委員長報告のとおり決するに御異議はありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊吹文明君） 全会一致、異議なしと認め
ます。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議
決いたしました。

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための
消費税の転嫁を阻害する行為のは正等に関する
特別措置法案（内閣提出）の趣旨説明

○議長（伊吹文明君） 次に、内閣提出、消費税の
円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁
を阻害する行為のは正等に関する特別措置法案に
ついて、趣旨の説明を求めます。國務大臣稻田朋
美君。

第一に、今次の消費税率の引き上げに際し、消
費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定
の事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為を迅
速に規制する特別の措置を講ずるため、ここにこの
法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案について、その主な内容を御
説明申し上げます。

第一に、今次の消費税率の引き上げに際し、消
費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定
の事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為を迅
速に規制する特別の措置を講ずるため、ここにこの
法律案を提出した次第であります。

速かつ効果的に是正するための制度を創設することにしております。

第二に、消費税の転嫁を阻害する表示を迅速かつ効果的に是正するための制度を創設することとしております。

第三に、事業者が、今次の消費税率の引き上げに際し必要があるときは、一定の誤認防止措置を講じているときに限り、消費税法の総額表示義務を解除することとしております。

第四に、事業者または事業者団体が、公正取引委員会に届け出をして行う、一定の要件を満たす消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用を除外することとしております。

このほか、関係法律について必要な規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律案は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失うこととしております。

以上、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは是正等に関する特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは是正等に関する特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(伊吹文明君) ただいまの趣旨の説明に対し質疑の通告があります。順次これを許します。宮下一郎君。

(宮下一郎君登壇)
○宮下一郎君 自由民主党の宮下一郎です。

て、総理にお尋ねをいたします。

今般予定されている消費税率の引き上げに際し

ための消費税の転嫁を阻害する行為のは是正等に関する特別措置法について質問いたします。(拍手)

我が国経済は、安倍内閣発足以来、着実に復活

に向けて動き始めています。アベノミクスに対

する市場の期待がもたらした円安や株価の上昇

は、実体経済にもよい影響を与えつつあります

が、今後とも、大胆な金融緩和、機動的な財政出

動、民間投資促進による成長戦略の三つの矢に

よつて、デフレを脱却し、経済を活性化していく

ことが重要だと考えます。

来年四月には消費税の八%への引き上げ、さら

に、再来年の十月には一〇%への引き上げが予定

されていますが、景気回復が実現しないと消費税

率の引き上げ分を売り値に転嫁できないのではないか

という事業者の方々の声も聞こえてまいります。

そこで、デフレ脱却と経済の活性化に対する総

理の意気込みを改めて伺います。

経済の活性化は極めて重要ですが、その

一方で、働きたいと思っても働くことができない、お年寄りの方や病気の方々もいらっしゃいます。そこで、年金や医療、福祉などの社会保障制度を安定させ、少子高齢化が進む中でも、誰もが安心して暮らせる社会をつくっていくことが必要です。改革についても、着実に実施していくことが重要であると考えます。

昨年、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、消費税率の引き上げを含む税制抜本改革法が成立いたしましたが、改め、社会保障と税の一括改革の考え方となぜ消費税率の引き上げを行うのか、その意義につい

めの独占禁止法及び下請法の特例に係る必要な法の措置を講ずるべきと主張し、税制抜本改革法にその旨の規定を追加したところであります。

その後、自由民主党においても、消費税引上げに伴う転嫁対策に関するプロジェクトチームを設けて、転嫁対策についてさまざまな業種の団体から意見を伺うとともに、議員間で精力的に議論を行つてまいりました。本法案は、我が党における

ようした議論を踏まえた実効性のある法案になつたと思つておりますが、ここで改めて、本法案の狙いを、担当大臣である稻田大臣にお尋ねいた

ます。

そもそも、消費税は、価格への転嫁を通して、最終的に消費者である国民の皆さんに広く負担をしていただくという税であり、中小事業者の方々をはじめ消費税の納税を担う事業者の方々が安心して円滑に転嫁を行うことができるよう環境を整備することは、消費税制度に対する国民の信頼を確保する上でも、さらには、財源を確保して社会保障制度の安定を図るという一体改革の趣旨を全うしていく観点からも、極めて重要な課題であります。

このため、本年一月に自由民主党及び公明党で取りまとめた与党税制改正大綱におきましては、今回の消費税率の引き上げに当たっては、より踏み込んだ転嫁対策を強力に推進していく必要があります。

まさに、政府・与党一体となって、これまでにない強力な転嫁対策を実施していく必要があると考えますが、総理の御決意を伺います。

次に、今般の転嫁対策特別措置法案についてお聞きいたします。

昨年の税制抜本改革法の審議の中では、自由民主党及び公明党は、消費税の転嫁対策の重要性を踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するた

めの独占禁止法及び下請法の特例に係る必要な法の措置を講ずるべきと主張し、税制抜本改革法にその旨の規定を追加したところであります。

その後、自由民主党においても、消費税引上げに伴う転嫁対策に関するプロジェクトチームを設けて、転嫁対策についてさまざまな業種の団体から意見を伺うとともに、議員間で精力的に議論を行つてまいりました。本法案は、我が党における

ようした議論を踏まえた実効性のある法案になつたと思つておりますが、ここで改めて、本法案の狙いを、担当大臣である稻田大臣にお尋ねいた

ます。

そもそも、消費税は、価格への転嫁を通して、最終的に消費者である国民の皆さんに広く負担をしていただくという税であり、中小事業者の方々をはじめ消費税の納税を担う事業者の方々が安心して円滑に転嫁を行うことができるよう環境を整備することは、消費税制度に対する国民の信頼を確保する上でも、さらには、財源を確保して社会保障制度の安定を図るという一体改革の趣旨を全うしていく観点からも、極めて重要な課題であります。

このため、本年一月に自由民主党及び公明党で取りまとめた与党税制改正大綱におきましては、今回の消費税率の引き上げに当たっては、より踏み込んだ転嫁対策を強力に推進していく必要があります。

まさに、政府・与党一体となって、これまでにない強力な転嫁対策を実施していく必要があると考えますが、総理の御決意を伺います。

次に、今般の転嫁対策特別措置法案についてお聞きいたします。

昨年の税制抜本改革法の審議の中では、自由民主党及び公明党は、消費税の転嫁対策の重要性を踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するた

次に、消費税の総額表示義務の特例についてお尋ねいたします。

消費税の総額表示は、税抜き価格で表示された場合、レジで代金を支払つまで最終的に幾ら支払えばよいのかがわかりにくいといった消費者の方々の御意見を踏まえて、平成十六年に導入されたものであります。

一方で、今回の消費税率の引き上げは、総額表示が義務づけられてから初めてのものであり、また、二段階にわたり実施されるものであることから、総額表示義務を厳格に適用すれば、例えば、毎日営業しているスーパー・マーケットの場合、深夜に閉店した後、次の日の朝の営業開始までに全ての商品の値札を張りかえる必要があるなど、事業者にとって非常に重い事務負担が発生し、また、これが間に合わない場合には、取引の現場を混乱させ、円滑かつ適正な転嫁の確保にも支障を来しかねません。

自由民主党の転嫁対策に関するプロジェクトチームが行つた業界ヒアリングにおいても、価格表示のあり方については、値札の張りかえ等のコストや転嫁のしやすさの観点から、外税での表示が望ましいという意見や、より公平な競争環境の確保や消費者の利便性といった観点から、現行の総額表示を維持すべきといった意見など、さまざまな意見があつたところです。

今回の法案では、円滑な転嫁と消費者の利便性の双方に配慮し、時限的に総額表示義務を弾力化する措置を盛り込みましたが、その具体的な内容と趣旨について、財務大臣にお伺いをいたします。

消費税の納稅義務者は事業者ですが、価格への転嫁を通じて、最終的には消費者が負担することが予定されているものであります。

前回の消費税率の引き上げの際には、大手の小

売事業者によつて、消費税還元セールといった広告、宣伝が大々的に行われました。しかし、この

ような表示は、周辺の商店街の方々による消費税の円滑な転嫁の妨げとなるおそれがあるなど、適切な表示とは言えません。

そこで、具体的にどのような表示が規制の対象となるのか、また、このような消費税の転嫁を阻害する表示を規制することの意義について、森消費者担当大臣にお尋ねをいたします。

逆に、今回の法案では、消費税率引き上げ分の価格を引き上げるための表示カルテルや転嫁カルテルを、独占禁止法の適用除外としております。このことについて広く周知を図り、その活用により、消費税転嫁の円滑化のための環境を整えることが重要であると考えます。

ついでに、消費税転嫁のためのカルテルを適用除外した意義について、稻田大臣にお伺いをした

ところが、私の内閣の最重要課題です。

このため、これまでとは次元の異なる政策パッケージとして、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢を一

体的に進めます。こうした三本の矢により、企業の収益機会をふやし、雇用や所得の拡大を実現することによって、国民生活に経済成長の恩恵が幅広く行き渡るようにしてまいります。

社会保障・税一体改革の考え方と消費税率の引き上げの意義についてのお尋ねがありました。

少子高齢化が進展する中で、厳しい財政状況にある我が国において、社会保障・税一体改革は、

御指摘のとおり、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から取り組む改革です。

消費税率引き上げについては、その增收分を全額社会保障の充実、安定化に向けることとしてお

こなっています。

また、今回の法案における転嫁拒否行為や価格表示などについての具体的な例を示すことが重要

と考えますが、その点についても、稻田大臣からお伺いをしたいと存じます。

最後に、来春の消費税率引き上げを見越して、

納入価格引き下げなどの交渉が前倒しで行われる

可能性もあることから、チェック体制ができるだけ早く整備することが重要であり、そのためにも、今国会での本法案の速やかな成立を図ること

がぜひとも必要であるということを申し上げて、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮下一部議員にお

答えをいたします。

デフレ脱却と経済活性化に対する意気込みにつ

いてお尋ねがありました。

長引くデフレを脱却し、日本経済を再生させる

ことが、私の内閣の最重要課題です。

このため、本法案では、これらの行為に対し

て、公正取引委員会や中小企業庁だけではなく、

事業を所管する大臣にも調査や指導を行う権限を

付与したところであります。政府一丸となって、この

問題にしっかりと対処してまいりたいと考えてお

ります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁

させます。(拍手)

○國務大臣(稻田朋美君登壇)

〔國務大臣稻田朋美君登壇〕

本法案の狙いについてのお尋ねがありました。

お尋ねがございました。

今般の消費税率の引き上げに際し、中小事業者を中心には、消費税の価格への転嫁に懸念が寄せられております。

このため、政府では、消費税の円滑かつ適正な

転嫁を阻害する行為の是正などの特別措置を講じ

ることによって、これらの中小事業者の方々が消

費税を価格に転嫁しやすい環境を整備していくた

めに、本法案を提出することとしたものです。

違反事業者に対するための具体的な方策につ

いてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、消費税率の引き上げに当たつて、立場の弱い企業の方々が、消費税の転嫁を拒否されるなどによって被害を受けたとしても、み

ずからその事實を申し出でいただきことが期待し

にくいういう実態があります。

このため、政府としては、情報提供を受け身的

に待つだけでなく、書面調査を実施するなど、積

極的な情報収集に努めるとともに、政府に申し出

たことを理由に取引を中止するなどの行為につい

ても、これを転嫁拒否等の行為として取り締まつ

ていくこととしております。

消費税の転嫁拒否等の行為に対しても、厳正に

対処する必要があると考えております。

このため、本法案では、これらの行為に対し

て、公正取引委員会や中小企業庁だけではなく、

事業を所管する大臣にも調査や指導を行なう権限を

付与したところであります。政府一丸となって、この

問題にしっかりと対処してまいりたいと考えてお

ります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮下一部議員にお

答えをいたしました。

このため、本法案では、この行為に対し

て、公正取引委員会や中小企業庁だけではなく、

事業を所管する大臣にも調査や指導を行なう権限を

付与したところであります。政府一丸となって、この

問題にしっかりと対処してまいりたいと考えてお

ります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮下一部議員にお

答えをいたしました。

このため、本法案では、この行為に対し

て、公正取引委員会や中小企業庁だけではなく、

事業を所管する大臣にも調査や指導を行なう権限を

付与したところであります。政府一丸となって、この

問題にしっかりと対処してまいりたいと考えてお

ります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮下一部議員にお

答えをいたしました。

このため、本法案では、この行為に対し

て、公正取引委員会や中小企業庁だけではなく、

事業を所管する大臣にも調査や指導を行なう権限を

付与したところであります。政府一丸となって、この

問題にしっかりと対処してまいりたいと考えてお

ります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮下一部議員にお

答えをいたしました。

このため、本法案では、この行為に対し

て、公正取引委員会や中小企業庁だけではなく、

事業を所管する大臣にも調査や指導を行なう権限を

付与したところであります。政府一丸となって、この

問題にしっかりと対処してまいりたいと考えてお

ります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮下一部議員にお

答えをいたしました。

このため、本法案では、この行為に対し

て、公正取引委員会や中小企業庁だけではなく、

事業を所管する大臣にも調査や指導を行なう権限を

付与したところであります。政府一丸となって、この

問題にしっかりと対処してまいりたいと考えてお

ります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮下一部議員にお

答えをいたしました。

このため、本法案では、この行為に対し

て、公正取引委員会や中小企業庁だけではなく、

事業を所管する大臣にも調査や指導を行なう権限を

付与したところであります。政府一丸となって、この

問題にしっかりと対処してまいりたいと考えてお

ります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮下一部議員にお

答えをいたしました。

このため、本法案では、この行為に対し

て、公正取引委員会や中小企業庁だけではなく、

事業を所管する大臣にも調査や指導を行なう権限を

付与したところであります。政府一丸となって、この

問題にしっかりと対処してまいりたいと考えてお

ります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮下一部議員にお

答えをいたしました。

このため、本法案では、この行為に対し

て、公正取引委員会や中小企業庁だけではなく、

事業を所管する大臣にも調査や指導を行なう権限を

付与したところであります。政府一丸となって、この

問題にしっかりと対処してまいりたいと考えてお

ります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮下一部議員にお

答えをいたしました。

このため、本法案では、この行為に対し

て、公正取引委員会や中小企業庁だけではなく、

事業を所管する大臣にも調査や指導を行なう権限を

付与したところであります。政府一丸となって、この

問題にしっかりと対処してまいりたいと考えてお

ります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮下一部議員にお

答えをいたしました。

このため、本法案では、この行為に対し

て、公正取引委員会や中小企業庁だけではなく、

事業を所管する大臣にも調査や指導を行なう権限を

付与したところであります。政府一丸となって、この

問題にしっかりと対処してまいりたいと考えてお

ります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮下一部議員にお

答えをいたしました。

このため、本法案では、この行為に対し

て、公正取引委員会や中小企業庁だけではなく、

事業を所管する大臣にも調査や指導を行なう権限を

付与したところであります。政府一丸となって、この

問題にしっかりと対処してまいりたいと考えてお

ります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮下一部議員にお

答えをいたしました。

このため、本法案では、この行為に対し

て、公正取引委員会や中小企業庁だけではなく、

事業を所管する大臣にも調査や指導を行なう権限を

付与したところであります。政府一丸となって、この

問題にしっかりと対処してまいりたいと考えてお

ります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮下一部議員にお

答えをいたしました。

このため、本法案では、この行為に対し

て、公正取引委員会や中小企業庁だけではなく、

事業を所管する大臣にも調査や指導を行なう権限を

付与したところであります。政府一丸となって、この

問題にしっかりと対処してまいりたいと考えてお

ります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮下一部議員にお

答えをいたしました。

このため、本法案では、この行為に対し

て、公正取引委員会や中小企業庁だけではなく、

事業を所管する大臣にも調査や指導を行なう権限を

付与したところであります。政府一丸となって、この

問題にしっかりと対処してまいりたいと考えてお

ります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮下一部議員にお

答えをいたしました。

このため、本法案では、この行為に対し

て、公正取引委員会や中小企業庁だけではなく、

事業を所管する大臣にも調査や指導を行なう権限を

付与したところであります。政府一丸となって、この

問題にしっかりと対処してまいりたいと考えてお

ります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮下一部議員にお

答えをいたしました。

このため、本法案では、この行為に対し

て、公正取引委員会や中小企業庁だけではなく、

事業を所管する大臣にも調査や指導を行なう権限を

付与したところであります。政府一丸となって、この

問題にしっかりと対処してまいりたいと考えてお

ります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮下一部議員にお

答えをいたしました。

このため、本法案では、この行為に対し
て、公正取引委員会や中小企業庁だけではなく、
事業を所管する大臣にも調査や指導を行なう権限を
付与したところであります。政府一丸となって、この
問題にしっかりと対処してまいりたいと考えてお
ります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮下一部議員にお
答えをいたしました。

このため、本法案では、この行為に対し
て、公正取引委員会や中小企業庁だけではなく、
事業を所管する大臣にも調査や指導を行なう権限を
付与したところであります。政府一丸となって、この
問題にしっかりと対処してまいりたいと考えてお
ります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮下一部議員にお
答えをいたしました。

このため、本法案では、この行為に対し
て、公正取引委員会や中小企業庁だけではなく、
事業を所管する大臣にも調査や指導を行なう権限を
付与したところであります。政府一丸となって、この
問題にしっかりと対処してまいりたいと考えてお
ります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮下一部議員にお
答えをいたしました。

このため、本法案では、この行為に対し
て、公正取引委員会や中小企業庁だけではなく、
事業を所管する大臣にも調査や指導を行なう権限を
付与したところであります。政府一丸となって、この
問題にしっかりと対処してまいりたいと考えてお
ります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮下一部議員にお
答えをいたしました。

このため、本法案では、この行為に対し
て、公正取引委員会や中小企業庁だけではなく、
事業を所管する大臣にも調査や指導を行なう権限を
付与したところであります。政府一丸となって、この
問題にしっかりと対処してまいりたいと考えてお
ります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮下一部議員にお
答えをいたしました。

このため、本法案では、この行為に対し
て、公正取引委員会や中小企業庁だけではなく、
事業を所管する大臣

つ適正化の
政策を確立する
がかかるに
かからず、
は、財政保
のための
消費税の
転嫁を
の消長
吉野の
行動を
は、正規
等による
に関する
議論の
特徴は、
別で、現
置は法
を法規
するの
題目別
説明書
に対する
の問題
近直
津田洋
介によ
く、君
のする質
問に對
する室
ト自

一

消費税転嫁のためのカルテルを独占禁止法の適用除外とした意義についてお尋ねがありました。今般の消費税率の引き上げが、二段階にわたり実施されるものであるため、特に価格交渉力が弱い中小事業者の方々から、消費税の価格への転嫁について懸念が示されております。

このため、本法案では、平成元年の消費税率導入時と同様に、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を講ずることによって、これらの中小事業者の方々が消費税を価格に転嫁しやすい環境を整備していくこととしております。

本法案による規制を実効性があるものにするためには、違反行為を未然に防止することが極めて重要です。

〔國務大臣麻生太郎君登壇〕
○國務大臣（麻生太郎君）　消費税の価格表示についてお尋ねがあつております。

今般の法案においては、与党における御議論も踏まえ、円滑な転嫁の確保や、値札の張りかえなどの事務負担への配慮の観点から、表示価格が税込み価格であると誤認されないための対策を講じていれば、税込み価格を表示しなくともよいとするとともに、消費者に配慮する観点から、できるだけ速やかに税込み価格を表示するよう努めなければならないとしたところであります。

この特例は、業者の方々が値札の張りかえなどに十分な時間的余裕を持つて対応していただけますように、消費税の一〇%への引き上げ予定時期から一年半後に当たる平成二十九年三月まで認めることというようになります。（拍手）

(国務大臣森まさこ君登壇)
○国務大臣(森まさこ君) 本法案において、具体的に規制の対象となる表示及び消費税の転嫁を阻害する表示を規制することの意義についてお尋ねがありました。

ます。本法第11条の規制対象となる具体的な表示としては、消費税は転嫁しませんなどの、取引の相手に消費税を転嫁していない旨の表示、消費税相当分を引きしますなどの、取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部または一部を対価の額から減ずる旨の表示、及び、消費税相当分の商品券を提供しますなどの、消費税に関するして取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示があります。

次に、このような消費税の転嫁を阻害する表示を規制する意義についてお答えします。

生じさせるおそれがあります。また、大手の小売事業者が消費税の負担等について不適切な表示をすることによつて、周辺の商店街の方々が追従を余儀なくされ、消費税相当額分を値引きせざるを得なくなるおそれがあります。

さらに、小売事業者が、そのような表示を伴う販売行為を行うために、納入事業者に対して、みずからへの納入価格を減額するよう依頼するなど、いわゆる買ったたき等の転嫁拒否行為を誘発するおそれがあります。

これらの点を踏まえ、消費税の負担等についての不適切な表示を禁止することは、消費者の誤認を防ぐとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保にも資することから、本条の表示規制を導入したものであります。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次の質疑者、近藤洋介君。
〔近藤洋介君登壇〕

かご正直な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは是正等に関する特別措置法案について質問をいたします。(拍手)

古今東西、税制改革は、最大の政治課題であり、時の政権の命運を決めてまいりました。

げとして、人頭税の導入に挑みました。たゞえ生まれ変わって再び首相になつても人頭税は導入するとの決意を示しながら、結果は撤廃、退陣に追い込まれました。

戦後、我が国においても、税制改革の歴史の多くは、挫折の歴史であります。一般消費税で大平内閣が潰れ、売上税で中曾根内閣、消費税で竹下内閣、国民福祉税で細川内閣が倒れました。税率引き上げをめぐり、橋本内閣も倒れました。

民主党政権は、この二十年余り自民党政権が先送りをしてきた、税と社会保障の一体改革に挑みました。この過程で、多くの仲間を失いました。しかし、全ては次の世代のためにとの旗印のもと、法案をまとめ切りました。野田首相、当時の自民党の谷垣総裁、公明党の山口代表は、共通の

認識に立つて、三党合意を実現、一体改革法の成立にこぎつけたのであります。

昨年の総選挙で、私たちは政権を失いました。改革は道半ばであります。しかし、次の世代のために、逃げずに実行する民主党の精神は、野党に

なつても変わりはありません。改革政党としての使命感を胸に、質問に入ります。

秋葉改革の実現を左右するのは、最終的には課税する側、すなわち、政府・与党の姿勢です。いかに、増税を納税者の皆様に説明し、理解してもらい、納得を得られるかが、税の基本だからであります。

私の地元山形県は米沢の名君、上杉鷹山公が示したように、効率的な政府の実現、みずから身を切る行政改革の断行は、国民に負担をお願いする大前提であります。

だからこそ、民主党政権のもとで閣議決定した社会保障・税一体改革大綱には、みずから身を切る改革を実施した上で税制抜本改革による消費税率引き上げを実施すべきと明記、この方針に沿って、

行政改革実行法案を初めとする改革法案を国会に提出したのです。

ところが、安倍政権になつてから、行政改革は、凍結どころか、後退しております。さきに政府が発表した行政事業レビューの方針

では、見直しの対象事業を十分の一に削減、政務三役は審査に加わらず、お役所に丸投げする方針が示されました。役人の、役人による、役人のための事業温存、お手盛りレビューに方針を転換したのであります。

しています。同時に、税制抜本改革法には、経済状況の好転が条件とも明記しています。本法案が成立した場合、引き上げ時期が裏書きされ、経済状況の条件は消滅するのですか。引き上げ時期は、来年四月と、それとも既成事実化されるのか、総理、お答えください。

負担をお願いする増税は、最も不人気な政策です。しかし、将来に眞面目に向き合うのであれば、消費増税を実行できなかつた場合のマイナスの影響、日本経済や社会に与えるリスクについて、政権は国民に正直にお伝えする責任があります。

仮に、来年四月に消費税を引き上げることができなかつた場合、二十七年に一〇%にできなかつた場合、どれだけ国債残高がふえるのか。国民生活にどのような影響が出るのか。世界の金融市場は、増税引き上げ見送りをどのように受けとめるのか。金利がどのように変化するのか。

國土強靭化なる怪しげな風呂敷のもとで公共投資計画をぶち上げ、行革から逃げまくる自民党安倍政権には、上杉鷹山公のような歳出削減による財政再建を期待することはできません。

こうした状況の中で、仮に、消費増税を見送った場合、日本経済にどのような悪影響が生じるとお考えですか。この見送りリスクについて、総理の認識、所見を伺います。

全ては次の世代のために、全ては子供たちのために。逃げずに、ぶれずに、実行する。民主党が掲げてきた、税と社会保障改革の原点であります。

古い自民党、復古調の自民党を取り戻しつつある安倍政権、そして自民党議員の皆さん、我々民主党は、これからも正々堂々と論戦を挑み、建設的な提案を続けることを誓つて、私の質問を終わ

ります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 近藤洋介議員にお答えをいたします。

社会保障・税一体改革大綱や行政改革についてのお尋ねがありました。

社会保障・税一体改革については、昨年二月に閣議決定した社会保障・税一体改革大綱を踏まえつつ、自民、公明、民主の三党合意に基づき、推進することとしています。

また、行政改革は、行政機能や政策効果を最大限向上させることとともに、政府に対する国民の信頼を得るために極めて重要な取り組みであり、安倍内閣として、全力で改革を断行してまいります。

御党で検討中の法案についてはお答えしかねま

すが、独立行政法人改革や特別会計改革については、これまでの取り組みを総括、点検し、必要な改革案を取りまとめていくこととしており、また、公務員制度改革については、眞の改革を目指し、広範な改革事項について、総合的な総括、検証を行つておられます。

なお、行政事業レビューやについては、今年度より、外部有識者によるチェック体制の重点化や、新たに基金の使途を毎年公表するなど、効果的な取り組みを政府一丸となつて実施することとしており、御指摘は当たりません。

社会保障改革についてのお尋ねがありました。

社会安全保障・税一体改革は、社会安全保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から取り組む改革であり、自民、公明、民主の三党合意に基づき、改革を推進してまいります。

社会安全保障のあるべき姿については、参議院選挙の前後にかかりなく、しっかりと議論していく

ことが重要であると考えています。今後、社会保障制度改進法に基づき、八月二十一日の設置期限に向けて、国民会議で引き続き精力的に御議論をいただき、改革を具体化してまいります。参議院選挙の自民党公約についてお尋ねがありました。

来るべき参院選における自民党の公約は、今後、党内で議論が行われるものであり、現時点では決まっておりません。

政権運営に当たり、国民の政治への求めに応じて、優先順位をつけて対応していくべきは当然であります。危機的な状況にある暮らしの不安を払拭し、誰もが安心できる持続可能な社会保障制度の構築は、待つたなしの課題であります。

他方で、国の形、理想を物語る憲法も、日本の将来にかかる重要な課題です。どうか、民主党の皆さん、ともに国民的な議論を深めていこうではありませんか。

簡素な給付措置についてお尋ねがありました。

簡素な給付措置については、昨年六月の三党合意において、眞に配慮が必要な低所得者を対象にしつかりとした措置が行われるよう、今後、予算編成過程において、立法措置を含めた具体化を検討することとされています。

その後、本年二月の三党合意において、低所得者対策については、引き続き協議を行うとされたところであり、簡素な給付措置の具体的な内容についてのお尋ねがありました。

中小企業、小規模事業者の業況については、経済対策、金融政策の効果等を背景に、私が政権に

ついた昨年十二月から本年三月時点の調査にかけた、四ポイント以上改善しました。その結果、二〇〇六年以來の水準まで回復をしています。また、来期の見通しは、一九九六年以來、過去二十一年弱で最高の水準になることが見込まれております。

また、原材料等の上昇による負担が中小企業、

小規模事業者に一方的にしわ寄せされることがないよう、私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払遅延等防止法に違反する行為が認められた場合には、迅速かつ的確に対応してまいります。

さらに、原材料等の上昇により影響を受ける中小企業、小規模事業者が一時的に収益を圧迫される場合には、公的の金融機関によるセーフティーネット貸し付けにより、しつかりと支援をしてまいります。

いずれにせよ、政府としては、三本の矢により、企業の収益機会をふやし、雇用や所得の拡大を実現することで、中小企業、小規模事業者や国民生活に経済成長の恩恵が幅広く行き渡るように行なっています。

公正取引委員会の体制強化、報復措置に対する対応等の転嫁対策についてお尋ねがありました。消費税の転嫁拒否等の行為に対する取り締まり等のため、公正取引委員会及び中小企業庁において人員を臨時に増員し、体制を強化いたしました。

また、転嫁拒否等の行為を受けた事業者にとて、みずからその事実を申し出にくい場合があると考えられます。このため、政府の側から書面調査を実施することなどにより、積極的な情報収集に努めています。

さらに、今般の法案では、消費税の転嫁拒否等の行為に對して、公正取引委員会や中小企業庁だ

官報(号外)

けでなく、事業を所管する省庁においても調査や指導を行う権限を付与することとしており、政府一丸となつて、転嫁対策に万全を期してまいります。

独禁法改正の必要性についてのお尋ねがありま

した。

審判制度の廃止等を内容とする独禁法改正法案については、民主党政権下の平成二十二年三月に国会に提出され、平成二十四年十一月に、審査未了により廃案となつたものと承知しております。

政府としては、こうした内容の独禁法の改正について、引き続き、与党における議論も踏まえて、検討を進めてまいります。

消費税率の引き上げと転嫁法案との関係についてお尋ねがありました。

税制抜本改革法で来年四月に消費税率を引き上げることが決まつていますが、附則第十八条についてのつとつ、本年秋に、名目及び実質の経済成長率等、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案して判断してまいります。

転嫁法第一条の規定は、この枠組みを変えるものではありません。

いずれにせよ、三本の矢で、長引くデフレから脱却をし、日本経済を全力を挙げて再生してまいります。

消費税率の引き上げを行わなかつた場合の経済への影響についてお尋ねがありました。

今回の一体改革による消費税率引き上げは、増大する社会保障の持続性と安心の確保、国債を含む国の信認維持のために行うものであり、国民の暮らしの安心を取り戻すことにつながると考えております。消費税率の引き上げを行わない場合、こうした目的が達せられないおそれがあります。また、このような場合の国債の残高の増加額に

ついては、消費税以外の税目も含む税収や歳出などにも影響されるため、一概に申し上げられませんが、一般論としては、財政収支の改善がおくれることで、新規の国債の発行額の増加を招くおそれがあります。

他方で、消費税率を引き上げても、逆に減収になるようでは意味がなく、一体改革の目的に沿つて税収を確保できることが重要です。

三本の矢で、長引くデフレから脱却をし、日本経済を全力を挙げて再生してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。（拍手）

〔國務大臣麻生太郎君登壇〕
をしております。

住宅取得に対する給付についてのお尋ねがありました。

住宅取得に対する給付につきましては、与党税制改正大綱におきまして、所得税に加え住民税による住宅ローン減税の拡充策を講じてもなお効果が限定的な所得層に対して、別途、良質な住宅ストックの形成を促す住宅政策の観点から、適切な給付を講ずるとされたところであります。

これを踏まえ、政府におきましては、住宅ローン減税による負担軽減を考慮しつつ、住宅政策の観点から、その具体的な内容について検討を進めているところですが、一定の周知期間が必要であることを踏まえて、できるだけ早期に、遅くともこの夏にはその姿を示せるようにいたしたいと考えております。

次に、総額表示の特例の期限についてのお尋ねがあつております。

今般の法案に盛り込まれました総額表示の特例は、業者の方々が値札の張りかえなどに十分な時間的余裕を持つて対応していただけるように、消

費税率の一〇%への引き上げから一年半後の、期間を限定して認めることとしたとしておるところであります。

最後に、総額表示の特例に関する混乱防止策に對してのお尋ねもあつております。

政府といたしましては、今般の法案に盛り込まれた総額表示の特例に伴います消費者の混亂をできるだけ防止するため、事業者など関係者の意見を聴取した上で、消費者に誤解を生じさせにくい値札表記の具体例などを、今後作成をいたしますガイドラインなどで明らかにし、事業者への周知を徹底するための広報活動に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。（拍手）

〔國務大臣茂木敏充君登壇〕
をしております。

住宅取得に対する給付につきましては、与党税制改正大綱におきまして、所得税に加え住民税による住宅ローン減税の拡充策を講じてもなお効果が限定的な所得層に対して、別途、良質な住宅ストックの形成を促す住宅政策の観点から、適切な給付を講ずるとされたところであります。

これを踏まえ、政府におきましては、住宅ローン減税による負担軽減を考慮しつつ、住宅政策の観点から、その具体的な内容について検討を進めているところですが、一定の周知期間が必要であることを踏まえて、できるだけ早期に、遅くともこの夏にはその姿を示せるようにいたしたいと考えております。

次に、総額表示の特例の期限についてのお尋ねがあつております。

対策についてであります、経済産業省としては、中小企業・小規模事業者の経営を強化するため、平成二十四年度補正予算では、経済産業省関係の予算一兆二千億円のうち、中小企業・小規模事業者対策予算として、半分近い、約五千四百億円を措置しております。

例えば、小さな町工場に埋もれているすぐれた技術を使って新製品をつくるうとするときに、それに必要な試作品開発や設備投資等を支援するた

め、ものづくり補助金として一千七億円を措置し、全国一万家のものづくり中小企業・小規模事業者を支援していきます。

また、セーフティーネット貸し付け等によります十兆円超の資金繰り支援、認定支援機関を活用した経営改善計画策定支援事業を実施しております。

こうした支援策を通じて、地域経済を下支えする中小企業・小規模事業者の経営力強化を図るべく、しっかりと取り組んでまいります。（拍手）

〔國務大臣稻田朋美君登壇〕
をしております。

住宅取得に対する給付につきましては、与党税制改正大綱におきまして、所得税に加え住民税による住宅ローン減税の拡充策を講じてもなお効果が限定的な所得層に対して、別途、良質な住宅ストックの形成を促す住宅政策の観点から、適切な給付を講ずるとされたところであります。

これを踏まえ、政府におきましては、住宅ローン減税による負担軽減を考慮しつつ、住宅政策の観点から、その具体的な内容について検討を進めているところですが、一定の周知期間が必要であることを踏まえて、できるだけ早期に、遅くともこの夏にはその姿を示せるようにいたしたいと考えております。

次に、総額表示の特例の期限についてのお尋ねがあつております。

対策についてであります、経済産業省としては、中小企業・小規模事業者の経営を強化するため、平成二十四年度補正予算では、経済産業省関係の予算一兆二千億円のうち、中小企業・小規模事業者対策予算として、半分近い、約五千四百億円を措置しております。

これまでの改革の引き継ぐべきものは引き継ぎ、見直すべきものは見直した上で、眞に国家国民のために機能する行政と公務員制度の実現に向けた改革を着実に実行していくこととしており、必要な法案も早期に取りまとめてまいります。（拍手）

○議長(伊吹文明君) 次の質疑者、丸山穂高君。

〔丸山穂高君登壇〕

○丸山穂高君　日本維新の会の丸山穂高です。

維新の会を代表して、ただいま議題となりました消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための措置法案に関連して質問させていただきます。

日本維新の会は、その公約において、従来よ

報 (号外)

しかしながら、今後の国会審議を進めるに当たり、細部も含めて、幾つか懸念される点、安倍内閣の方向性との関係で疑問に感じる点がありますことから、それらに関しまして、安倍総理及び担当大臣の見解をお伺いいたします。

見針　か上接正鑿力小　と聞針

の創意工夫を阻害する硬直的な運用を危惧するところです。納入元の中小企業へのしわ寄せ防止のために、企業が自己負担で値下げする行為や、消費者の購買意欲を高めるアイデア自体までは止めることは、そもそも、消費税の円滑かつ可能な転嫁の確保という法目的と本禁止措置との因果関係、目的と手段の関係が明確ではない、行き過ぎた規制ではないでしょうか?何より、規制改革を進めるはずの安倍内閣と真逆の方向性ではありませんか。安倍総理解を伺います。

に の 方 りい直過て劣る氏

企業努力も含めて政府が禁止する方針だというのにはいかないのか民間企業であって、このようないい加減なことはあらねえ。されば、政府は、消費税増税後の消費者心理の変化に応じて、具体的な対策、景気対策について検討されるのでしようか。あるいは、今後検討される予定はあるのでしょうか。経済の再活性化が安倍政権の政策の一丁目一番地であるとおっしゃっている総理の見解を伺います。

また、物の価格は市場で決まるということが原則の市場主義経済において、そもそも、製品の価格交渉は、増税と関係なく生じます。仕入れ価格に増税分が転嫁されたかどうかの算定は非常に難しいことであるというのが、専門家においても、また現場の声としても、共通して聞かれるところではないでしょうか。

ゆし転 おか消 いが い由主保

認するといつても、日本の企業界は、依然として、まだ不安は拭い去れません。予算や人員のさらなる確保を含めた必要かと思われますが、安倍総理の御意に賛成いたします。

の九九・
二十万社の
やう点につ
層の対策
見解をお伺
成九年の
庶や、そこ
焉について

号 消費税の円滑かつ適正な軋轢の確保のための
対する丸山穂高君の質疑

本法案では、平成二十六年四月に消費税が八
へと引き上げられるのに合わせて、商品の納入
者に値下げを求めさせないために、以前の税率
更時にも実施されなかつた、小売事業者による
費税に関連するような形での安売り宣伝や広告を
いわゆる消費税還元セールなどを実施すること
禁じるとされています。

しかしながら、これに関連して、増税分の価
転嫁しづらい中小企業を後押しするだけなら取
の監視強化で十分ではないか、小売業が自己負
で値下げする余地もなくなつてしまつようなセ
ル広告禁止は行き過ぎではないかという声も聞
れます。

商取引において、立場の弱い中小企業などの
入業者を守る必要性は理解できる一方で、企業
自由な価格決定や販売戦略も尊重しなければな
ません。

政府は、今後、禁止事項を定めた内閣府令や

対する対策について伺います。
先ほど申し上げたような小売業の自己負担
還元セールは、消費税増税前の駆け込み需要
で増税後の消費者の購買意欲が低下する現象
和らげる手段としても、有効と考えられます。
前回、平成九年の三%から五%への増税時
景気や消費者心理への影響が指摘されており
たが、そもそも、政府においては、今回の消
増税によって、どの程度の消費の冷え込みと
への影響を予想されているのでしょうか。政
において、過去の事例などに基づいた調査や
を行つておられますでしょうか。もし行つて
のであれば、どの程度の規模の影響と試算さ
いるのでしょうか。
消費者心理の冷え込みによって物が売れな
ば、小売業者だけでなく、結局、本法案で守
としている納入元の中小企業の経営も危うく
ことになりますねません。
消費が冷え込めば何らかの販促を打たない

別措置法案の趣旨説明に ての反家を	
りません。	幾ら値引き手法の一部を縛つても、需要が喚起されない限り、価格の下落圧力が弱まることはありません。
先ほど来の話のように、小売業者が自己負担して価格を維持することまで縛る点を考えると、消費税の円滑かつ適正な嫁を確保することという本法案の法目的を超えて、むしろ、国全体での物価上昇を実現したいという疑惑が感じられます。	価格を維持することまで縛る点を考えると、消費税の円滑かつ適正な嫁を確保することという本法案の法目的を超えて、むしろ、国全体での物価上昇を実現したいという疑惑が感じられます。
本法案は、デフレ対策 物価の下落を防ぐという目的もあるのでしょうか。今国会でもデフレ脱却への決意を繰り返し述べられている安倍総理の見解を伺います。	本法案は、デフレ対策 物価の下落を防ぐとい う目的もあるのでしょうか。今国会でもデフレ脱 却への決意を繰り返し述べられている安倍総理の 見解を伺います。
また、今回の特措法案では、内閣官房に消費税率転嫁等対策推進室を設置し、各省庁にも担当の調査官を配置するということですが、違反を監視する公正取引委員会や官庁の人員には限りがあります。	また、今回の特措法案では、内閣官房に消費税率転嫁等対策推進室を設置し、各省庁にも担当の調査官を配置するということですが、違反を監視する公正取引委員会や官庁の人員には限りがあ ります。

るカルテルの例外として認めましたが、前回の平成九年の増税時には、消費税は定着したとの判断から、転嫁カルテルを認めませんでした。一方で、今回また、この転嫁カルテルを例外として認めることですが、この二度の方針転換は、いかなる理由によるものでしょうか。

さらには、平成九年の増税時のときにも、消費税率の引き上げに向けての便乗値上げや価格カルテルへの注意喚起のため、公正取引委員会による監視強化やガイドラインの作成を行っておりますが、前回の対策において効果のあつた点、問題があつた点を踏まえた上での改善を、今回の監視強化にどのように反映されているのでしょうか。

前回の反省点及び今回の法案や付随する政策の改善点について、先ほどの転嫁カルテルの例外化の件も含めて、担当大臣の見解をお伺いします。ささらに、前回消費税増税時は、例えばタクシーに、初乗り運賃に事業者間で差が出るなど、同業者でも異なる状況が見られました。

また、今回は、平成二十六年四月と平成二十七年十月の二段階での増税となり、企業ごとや増税時期で対応が異なれば、消費者が困惑することも十分に考えられます。

本法案では、小売段階での総額表示の特例措置も認めることがあります、これも、企業や時期によつて対応が違えば、消費者の混乱のもととなりかねません。こうした混乱が生じないための措置や周知策についてどうされるおつもりか、担当大臣の見解をお伺いします。

最後に、消費税増税下における若者に対する支援策について伺います。

政府が出した経済財政白書によれば、六十代以

上は、生涯で約四千九百万円もの税や年金における受益超過でございますが、我々二十代は約一千七百万円もの負担超過となつています。そして、七百万円もの負担超過になるとのこと。

安倍総理は、赤ちゃんが生まれながらにして四千六百万円もの借金を背負うこの国の現状をいかにお考えでしょうか。

このように大きな世代間格差が発生する国は、世界でも類を見ないのでないでしようか。これは、自民党、民主党ともに、これまでの歴代政権が、支持基盤である高齢者の既得権を過度に過度に尊重してきた結果ではないでしようか。

もちろん、今の日本があるのは年配の方々のおかげであることを忘れてはならないし、高齢者層

への受益が高いことが概に全て悪いとは思いませんが、将来のことを見据えると、教育にても子育てにしても、もっと若い世代にも目を向けて投資していくべきではないでしようか。

所得税を払うことがない年金生活者の方が激増する高齢化社会では、幅広い層に負担を求める消費税が、世代間の不公平は正のために重要であり、年金の財源に充当して年金財政を安定させるためにも必要と考えます。そして、さらに、若者の負担を軽減することは、日本経済が活力を取り戻すためにも不可欠です。

安倍総理にお伺いします。

消費税増税による収取は、年金、医療、介護、少子化対策の社会保障四経費に充てられるとのことですが、これらにおける世代間格差の是正や若い世代、将来世代への支援に充てられると考えるに答えていたります。

消費税の転嫁を妨げる表示を規制する意義についてのお尋ねがありました。

(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 丸山穂高議員の質問にお答えをいたします。

本規定は、納入業者に対する買いたたきや周辺の小売業者の転嫁が困難になることを防止する観点から、事業者が消費税に関連するような形で安

ですか。重ねて、世代間格差の是正や若い世代、将来世代への支援に対する安倍総理の決意をお願いいたします。

さて、これまでさまざまな意見や質問を述べさせていただきましたが、我々日本維新的の会の国会対応の方針、法案への賛否は、是々非々でございません。国にとつて必要な政策を進める内容の法案であれば、政府に対し協力は惜しみませんが、一方で、問題点が多ければ、修正を求めたり、反対の姿勢を示すこともあります。

まずは、国民の代表として、国会の場で国民にわかりやすい審議に努め、必要な改革については、スピード感を持つて政治の決断を進めることが何より重要なと考へています。

税の決定とその配分は政治そのものであり、よりよい国会審議、国民にわかりやすい国会運営のためにも、先ほど来申し上げた疑問点について、御答弁の方々には、役所が作成した紋切り型の答弁ではない、政治家としての明確な御答弁をお願いするとともに、日本の活力を取り戻すためにも、先ほど申し上げたような、より一層の、若い世代、そしてこれから生まれ行く次世代のための支援政策や少子化政策、さらには、民間企業の創意工夫を阻害しない施策の実行を心よりお願ひいたしますし、私、丸山穂高の質問を終ります。

本法案は、消費税率の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税の転嫁を阻害する行為の是正などの各種の特別措置を講じるものであり、御指摘のよう

な目的を有するものではありません。

転嫁対策の体制整備についてお尋ねがあります。

政府としては、転嫁対策にしつかり取り組むため、公正取引委員会や中小企業庁の人員を臨時に増員します。

また、各省庁のみならず、地方自治体の相談窓口に寄せられた情報の活用や、これまでを大幅に上回る規模の書面調査の実施等により、転嫁拒否等に対する是正、監視、取り締まりを徹底してま

す。そのため、事業者の企業努力による価格設定 자체を制限するものではありません。

消費税率の引き上げによる景気への影響と景気

売りの宣伝等を行うことを禁止するものであります。

そのため、事業者の企業努力による価格設定

財政や社会保障を通じた受益と負担に関する世代間格差の現状や、その是正などについてお尋ねがありました。

我が国の財政や社会保障を通じた受益と負担に関する世代間格差については、さまざまな指摘があるものと承知しておりますが、各国の制度等の違いもあり、その国際比較による評価を一概に行うことにはなかなか難しいと考えております。

社会保障・税一体改革においては、負担面では、世代を通じて幅広い国民が負担する消費税の税率を引き上げることにより、社会保障の安定財源を確保し、将来世代に負担を先送りしている現状を一定程度改善する一方、給付面では、その財源から〇・七兆円程度を保育の量的拡大による待機児童の解消等に充てるなど、若い世代への支援を充実することとしております。こうした改革を通じて、御指摘の世代間格差等のは是正が進むものと考えております。

政府としては、引き続き、受益と負担の均衡がとれた、持続可能な制度の構築を目指してまいります。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○國務大臣(稻田朋美君) 転嫁カルテルについてのお尋ねがありました。

消費税を導入した平成元年においては、消費税は我が国にとって極めてなじみが薄く、事業者には、税額分の転嫁が円滑に行えないのではないかとの不安があり、また、消費者には消費税額分以上の価格値上げが行われるのではないかとの不安がありましたので、事業者や消費者が消費税制度になれるまでの暫定的措置として、転嫁カルテル及び表示カルテルについて、独占禁止法の適用除外といたしました。

民が消費税になれたことなどを踏まえ、同様の立法措置は講じておりません。

今般の消費税率の引き上げは、二段階にわたり実施されるものであるため、特に、価格交渉力が弱い中小事業者の方々から消費税の価格への転嫁について懸念が示されておりますので、平成元年の消費税導入時と同様に、転嫁カルテル及び表示カルテルに関する特別措置を講じることによって、これらの中小事業者の方々が消費税を価格に転嫁しやすい環境を整備していくこととしたとしております。

前回の転嫁対策を踏まえ、今回の転嫁対策がどのように改善されているのかについてのお尋ねがありました。

今回の転嫁対策では、より実効性のあるものとするため、ガイドラインの作成などに加えて、転嫁を拒否する行為や転嫁を阻害する表示に対する取り締まりに政府全体で取り組むといった、これまでに、さまざまな措置を講じることとなりました。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇)

○國務大臣(麻生太郎君) 総額表示の特例に関する混乱防止対策についてお尋ねがあつております。

政府としては、今般の法案に盛り込まれた総額表示の特例に伴います消費者の混乱ができるだけ防止するため、事業者など関係者の御意見を聴取した上、消費者に誤解を生じさせにくい値札表記の具体例などを、今後作成するガイドラインで明決意を伺います。

今般の社会保障・税一体改革は、消費税引き上げによる増収分を社会保障の財源とし、国民に還元するものです。そして、その消費税は、価格転嫁を通じて、最終的に消費者に負担をいただくものでございます。

しかし、実際の納税者である事業者、特に、大らかにし、事業者への周知を徹底するための広報活動に、全力で取り組んでまいりたいと考えております。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(赤松広隆君) 江田康幸君。

(江田康幸君登壇)

○江田康幸君 公明党の江田康幸でございます。

私は、公明党を代表して、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案の趣旨説明に対する江田康幸君の質疑

公明党は、そのような事業者の声を吸い上げ、消費税転嫁対策を強力に推進すべく、本年三月に、経済産業部会や税制調査会を初めとする合同会議を開催し、十五の業界団体から生の声をお聞きしてまいりました。

そして、これらの業界団体ヒアリングで得られた事業者の要望を具体化するために、消費税転嫁対策の強力な実施に向けた提言を取りまとめ、政行行為の是正等に関する特別措置法案に関し、安倍総理並びに関係大臣に質問をいたします。(拍手)

安倍内閣による、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の、いわゆる三本の矢の経済政策の着実な実行により、我が国の経済の風向きは確実に変わりつつあります。

長引くデフレや円高不況を克服するためにも、引き続き、政府・与党が一体となって、我が国経済が持続的に成長していくために、断固たる決意を取り組んでいかなければなりません。

また、我が国が持続的に成長していくためには、これらの経済対策に加えて、お年寄りも、子育てをしている方々も、全ての人が安心して暮らすことができるよう、安心の社会保障制度を構築していくなければなりません。そのためにも、子育てをしている方々も、全ての人が安心して暮らすことができるよう、安心の社会保障制度を構築していく必要があります。そのためにも、子育てをしている方々も、全ての人が安心して暮らすことができるよう、安心の社会保障制度を構築していく必要があります。そのためにも、子育てをしている方々も、全ての人が安心して暮らすことができるよう、安心の社会保障制度を構築していく必要があります。そのためにも、子育てをしている方々も、全ての人が安心して暮らすことができるよう、安心の社会保障制度を構築していく必要があります。そのためにも、子育てをしている方々も、全ての人が安心して暮らすことができるよう、安心の社会保障制度を構築していく必要があります。

本法案は、このような公明党の提言が十分に反映されたものであり、高く評価をいたします。

まず、本法案を早期に成立させ、消費税の円滑化や事務負担軽減の観点から、総額表示義務の特例を設けることや、円滑な転嫁を阻害する広告の取り締まり等も求めました。

本法案は、このようないかなかんばなりません。そのためにも、子育てをしている方々も、全ての人が安心して暮らすことができるよう、安心の社会保障制度を構築していく必要があります。そのためにも、子育てをしている方々も、全ての人が安心して暮らすことができるよう、安心の社会保障制度を構築していく必要があります。

さて、ここからは、転嫁拒否行為を取り締まり、是正するための措置に関する伺いです。

ヒアリングの場では、立場の弱い中小企業、納入事業者を始めとして、消費税額分を転嫁できないのではないかといった不安の声や、転嫁拒否行為を強力に取り締まるための実効性の高い措置を求める声が多く寄せられました。このような声をしつかりと受けとめ、政策に反映させていくことを政治の責任であると考えます。

本法案によってどのような行為を転嫁拒否行為として取り締まることができるのか、公正取引委員会担当大臣の見解を伺います。

また、転嫁拒否行為は、あらゆる業種、取引関係で起るものであり、公正取引委員会の力だけでは、強力な取り締まりを行うことは不可能であります。事業を所管する各省庁も主体となり、政府一体となって転嫁拒否行為の取り締まりに取り組まなければなりません。

特に、転嫁拒否行為の被害を最も受けやすいのは、立場の弱い中小企業であります。中小企業を転嫁拒否行為から守るため、政府としてどのように取り組んでいくのか、總理に答弁を求めます。

一方で、本法案によつて強力な取り締まりが可能になったとしても、それが抜かずの宝刀になつてしまつては意味がありません。公明党的提言にもありますとおり、事業者からの申告を待つのみならず、専門の調査官による継続的な調査や大規模な書面調査などによつて、政府の方から積極的に転嫁拒否行為の端緒を見つけることが重要です。

事業者の声なき声をいかに吸い上げ、取り締まりにつなげていくのか、公正取引委員会担当大臣の所見を伺います。

また、立場の弱い零細中小企業は、転嫁拒否行為等を受けたとしても、相手からの報復を恐れるため、政府に申告することをちゅうちょしてしまつてはいけないでしようか。転嫁拒否行為は是正されただれども、取引から外され、会社を置く羽目になつてしまつた。そのような本末転倒な事態は、何としても避けなければなりません。

申告者をどのように保護し、報復を防止するのか、公正取引委員会担当大臣に伺います。

次に、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置についてお伺いをいたします。

本法案において、いわゆる消費税還元セール等

の、消費税の円滑な転嫁を阻害する広告等を禁止する措置が盛り込まれています。

このような広告は、価格転嫁を通じて消費者が負担するという消費税の趣旨にそぐわない上に、その背後に、買いたたき等の行為が生ずるおそれがあります。

また、過去の消費税率引き上げ局面では、大規模小売店が消費税還元セールを実施し、その結果、地域の中小商店が値下げをせざるを得なくなつたという経緯がございます。

そのような観点を踏まえ、公明党的提言にも、消費税引き上げに関連した広を取り締まるなどを盛り込んでおり、歓迎すべき措置であると考えます。

他方で、禁止される表示の内容については、小売店の創意工夫による自由な宣伝行為を過度に阻害しないよう、ガイドライン等において、明確かつ具体的に示されるべきであると考えます。消費者担当大臣、いかがでしょうか。

次に、店頭での価格表示に関する特別措置についてお伺いします。

今回の法案では、店頭での価格表示について、必要があるときは総額表示義務を緩和する特別措置が盛り込まれております。

消費税の総額表示義務の緩和については、公明党が実施したヒアリングにおいても、値札張りかえの事務負担軽減等の観点から、多くの要望が寄せられたところです。今回の法案に盛り込まれたことを高く評価いたします。

また、ヒアリングでは、このような消費者向けの総額表示義務の緩和に加え、事業者間での外税での価格交渉を推進することが転嫁の円滑化に資するとの声がありました。このため、公明党的申入れを受け、大手小売等の強い立場の事業者

が、弱い立場の事業者から外税での価格交渉を要求された際には、これを拒むことができないようになります。

に法案で措置されております。

今回の措置により、具体的にどのような表示方法が可能となるのでしょうか。また、事業者の方々がどのようなメリットを受けるのでしょうか。

財務大臣にお伺いをいたします。

共同行為に関する特別措置、いわゆる転嫁カルテル、表示カルテルに関してお伺いいたします。

消費税導入時と同様、転嫁カルテル、表示カルテルに対する独禁法の適用除外措置を講ずること

は、円滑な転嫁を行うための環境整備に資するものであると考えます。

ただし、事業者や事業者団体に転嫁カルテル、表示カルテルを広く御活用いただくためには、届け出が複雑で使い勝手の悪いものであつては意味がありません。例えば届け出マニュアルの整備、添付書類の簡素化を行い、事業者の事務負担に配慮することが必要ではないでしょうか。公正取引委員会担当大臣の見解をお伺いします。

最後に、消費税の転嫁対策に関する広報、相談体制の整備について伺います。

冒頭で申し上げましたとおり、消費税は、価格転嫁を通じて、最終的に消費者に御負担いただくなっています。円滑な転嫁を実現するために、事業者と国民の皆様に、そのような趣旨をしっかりと御理解いただくべく、政府一丸となつた広報を実施していくことが必要不可欠であります。

消費税の転嫁拒否行為は、来年四月を待つて一斉に発生するではありません。既に、税率引き上げを見据え、事業者の価格交渉は始まっています。ぜひ、本法案を早期に成立させ、一刻も早く消費税転嫁対策に強力に取り組んでいこうではありませんか。

以上でございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 江田康幸議員にお答えをいたします。

社会保障・税一体改革についてのお尋ねがありまし。

て、政府としてどのように広報を行つていくのですか。

また、政府から広報を行うだけでは不十分であります。事業者や国民の皆様からの相談を幅広く受け付け、消費税の転嫁に関する疑問を解消いただくとともに、転嫁拒否行為等に関する情報をつかんでいくことが重要です。

その際には、各省がばらばらに相談を受け付けられており、政府共通の相談センターを設置し、あらゆる相談にワンストップで対応するための体制を構築するべきではないでしょうか。総理の御見解を伺います。

以上、さまざま点について質問をいたしました。

今般の社会保障・税一体改革は、消費税率引き上げによる増収分を社会保障の財源として、国民の皆様に還元するものであります。それを着実に実現するためには、消費税率引き上げに対する国民の理解を得ていくとともに、本法案を中心として、政府一丸となつた、過去に見られない、強力な転嫁対策を行つていくことが必要不可欠であります。

消費税の転嫁拒否行為は、来年四月を待つて一斉に発生するではありません。既に、税率引き上げを見据え、事業者の価格交渉は始まっています。ぜひ、本法案を早期に成立させ、一刻も早く消費税転嫁対策に強力に取り組んでいこうではありませんか。

以上でございます。(拍手)

少子高齢化が進展する中で、安定財源を確保しながら、持続可能な社会保障制度を構築し、暮らしの安心を取り戻すため、自民、公明、民主の三党合意に基づき、社会保障・税一体改革を推進します。

三党間での協議の進展も踏まえ、社会保障制度改革推進法に基づき、国民会議において御議論いただき、改革を具具体化してまいります。

た。消費税の転嫁対策についてお尋ねがありまし

今般提出した法案では、御党における御議論も十分に踏まえ、より迅速に転嫁拒否行為を取り締まる仕組みなど、これまでにないさまざまな措置を盛り込んだところであります。早期の成立をお願いいたします。

名 報 (号 外)

また、本法案では、消費税の転嫁拒否等の行為に対して、公正取引委員会や中小企業庁、だけなく、事業を所管する大臣も調査や指導を行う権限を付与しており、政府一丸となって、中小企業を守るべく、取り組んでまいります。

転嫁対策の広報、相談体制に関するお尋ねがありました。

を確保するためには、消費者や事業者に転嫁に関する理解を深めていただく必要があり、本法案を含む転嫁対策の取り組み等について、徹底した広報を行つてまいります。

また、各省庁等が設ける相談窓口に加え、今回初めて、政府共通の相談窓口として、内閣府に消費税の価格転嫁に関する総合相談センターを設け、転嫁に関する幅広い相談に対応することとしております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(国務大臣稲田朋美君登壇)

○國務大臣(稻田朋美君)　どのような行為を転嫁拒否行為として取り締まることが可能となるかについてお尋ねがありました。

本法案では、消費税の転嫁拒否等の行為として、減額や買いたたきによって消費税の転嫁を拒否する行為、消費税の転嫁に応じることと引きかえに行う、商品の購入強制、役務の利用強制、不当な利益提供の強制、価格交渉において消費税抜き価格を用いる旨の申し出を拒む行為、公正取引委員会などに対し転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として取引を停止するなどの報復行為を禁止しており、これらの行為を取り締まっていくことにしております。

転嫁拒否行為の端緒の発見に関する具体的な方策についてお尋ねがありました。

消費税率の引き上げに当たって、立場の弱い企業の方々が消費税の転嫁を拒否されるなどによって被害を受けたとしても、みずからその事實を申し出ていたらしくことが期待しにくいという実態があります。

このため、政府としては、情報提供を受け身の立場でなく、書面調査を実施するなど、積

を確保するためには、消費者や事業者に転嫁に関する理解を深めていただく必要があり、本法案を含む転嫁対策の取り組み等について、徹底した広報を行つてまいります。

また、各省庁等が設ける相談窓口に加え、今回初めて、政府共通の相談窓口として、内閣府に消費税の価格転嫁に関する総合相談センターを設け、転嫁に関する幅広い相談に対応することとしております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

〔國務大臣稻田朋美君登壇〕

○國務大臣(稻田朋美君)　どのような行為を転嫁拒否行為として取り締まることができるかについてお尋ねがありました。

極的な情報収集に努めることにより、転嫁拒否等の行為を取り締まっていくことといったしております。

申告者をどのように保護し、報復を防止するかについてのお尋ねがありました。

本法案においては、申告者の保護に関し、万全の措置を講ずることとしており、実際に調査を行う際には、申告者が特定されないように注意して調査を行うほか、情報管理を徹底するなどして、申告者の保護に万全を尽くしてまいります。

また、本法案では、被害を受けた事業者がその事実を政府に申し出たことを理由として取引を停止するなどの報復行為を禁止しており、万が一報復行為が行われた場合には、厳正に対処することといたしております。

適用除外カルテルに関する事業者の事務負担に対する配慮についてお尋ねがありました。

公正取引委員会において、適用除外カルテルに関する届け出マニュアル等を整備するとともに、届け出書の記載や添付書類についても、事業者の

極的な情報収集に努めることにより、転嫁拒否等の行為を取り締まっていくことといったとしております。

申告者をどのように保護し、報復を防止するかについてのお尋ねがありました。

本法案においては、申告者の保護に関し、万全の措置を講ずることとしており、実際に調査を行なう際には、申告者が特定されないように注意して調査を行うほか、情報管理を徹底するなどして、申告者の保護に万全を尽くしてまいります。

また、本法案では、被害を受けた事業者がその事実を政府に申し出たことを理由として取引を停止するなどの報復行為を禁止しており、万が一報復行為が行われた場合には、厳正に対処することといたしております。

適用除外カルテルに関する事業者の事務負担に対する配慮についてお尋ねがありました。

公正取引委員会において、適用除外カルテルに関する届け出マニュアル等を整備するとともに、届け出書の記載や添付書類についても、事業者の事務負担に配慮して、過大なものとならないようドライイン等において明確かつ具体的に示すべきことについていくことが必要だと考えております。

(拍手)

〔國務大臣森まさこ君登壇〕

○國務大臣(森まさこ君) 特措法において禁止される表示の内容について、小売店の創意工夫による自由な宣伝行為を過度に阻害しないよう、ガイドライン等において明確かつ具体的に示すべきとのお尋ねがありました。

具体的にどのような表示を禁止するかということについては、消費税の転嫁を阻害する表示を禁止止するとの観点から、今後、事業者にヒアリング等を行い、ガイドライン等において明らかにしてまいります。(拍手)

〔國務大臣麻生太郎君登壇〕

○國務大臣(麻生太郎君) 消費税の価格表示等についてのお尋ねがあつております。

今般の法案に盛り込まれた総額表示の特例により、事業者は、例えば、税率の引き上げに際して、税込み価格であると誤認させないための対策を講じていれば、税抜き価格での表示が可能となります。

このため、事業者にとっては、値札の張りかえなどの事務負担が軽減され、また、円滑な転嫁を図りやすくなるものと考えております。

具体的には、どのような表示が可能となるかにつきましては、今後作成されるガイドラインにおいて明らかにしてまいりたいと考えております。

また、納入業者が、力の強い取引先に対して、価格交渉を税抜き価格で行いたいと申し出た場合、取引先がこの申し出を拒否できないようになります。

ことによつて、立場の弱い納入業者に対する買いたきなどを防止する効果が期待できるものと考えております。(拍手)

○副議長(赤松広隆君) 井坂信彦君。

〔井坂信彦君登壇〕

○井坂信彦君 みんなの党の井坂信彦です。

みんなの党は、増税の前にやるべきことがあるをスローガンに、過去数回の選挙を戦つてまいりました。

まずは議員と官僚が身を切るべきだ、また、税と社会保険料の取りつけられや逃げ得をなくすべきだということで、議員定数の大削減、議員歳費、公務員人件費の削減、そして税と社会保険料を一括して集める歳入庁など、数々の改革を提案してきたところです。これらが実行されないままに消費税増税を前提

官報(号外)

とした本法案の議論が始まることは納得できませんが、本日は、時間も限られていますので、法案の中身について、数点質問をいたします。(拍手) まず、小売業者は値上げをするべきなのか伺います。

スーパーのチラシでよく用いられている九十八円や百九十八円、九百八十円などの価格設定は、消費者に実際よりも安く感じ取つていただくために工夫された価格設定です。仮に消費税率が上がり、簡単に税込み価格を上げることはできながつても簡単に税込み価格を上げることを価格弹性ゼロの商習慣とも言えます。

過去の消費税増税の際にも、小売業界は、税込み価格を九十八円のまま据え置く努力をしてきました。もちろん、大規模小売店が税込み九十八円を守るために実質値下げ負担を全て中小零細の供給事業者に一方的に押しつけることは、あつてはならないことです。しかし、この法案のように、税込み九十八円を守るための実質値下げ負担を全て小売店側が負うことを強制するのも、極端過ぎるのではないかと考えます。

総理は、消費税率が上がれば、税込み小売価格も必ず値上げすべきとお考えでしょうか。また、五%消費税込み九十八円の商品は、消費税が仮に一〇%になれば、百二円とチラシに書いて売るのが望ましいとお考えでしょうか。お伺いいたします。

次に、宣伝文句を規制すべきなのかについて伺います。

小売店の価格設定は自由であり、この法案が小売店の値上げ強制法でないとするならば、税込み価格を九十八円で据え置く小売業者が数多く出る中で、実質値下げ負担は全て小売店が負う形になるわけありますが、せめてそのことを消費者

にアピールして集客をするのは、商売として当然の流れです。

これは、消費税増税分は当店が負担している、あるいは、消費税増税分を当店が商品価格から値引きしていますとか言いようがないのではあります。宣伝文句の細かい表現にまで政府が口出しすることの是非とあわせて、総理にお伺いをいたしました。

次に、ポイント還元についてです。

消費税分はポイントとして還元し、次回の買物で使えるようにするというポイント還元は、今回

の消費税増税とは関係なく、日本で長年にわたり定着してきた商習慣です。

民間が長年の工夫でつくり上げてきた商習慣、消費者にとっても利益のある商習慣を、総理はいきなり禁止されるおつもりでしょうか。お伺いをいたします。

次に、この法案の実効性について伺います。公正取引委員会が消費税増税分の価格転嫁拒否への対応を監視する体制は、そもそも、その人數が足りるのかという問題があります。

また、中小零細の供給事業者が、大手小売店による買ったたきあるいは転嫁拒否を告発し、あるいは調査に応じたとして、その結果、大手小売店が公取委から企業名を公表された場合、もちろん直後の一報復行為はこの法案で禁止されているわけで

すが、事実上は、中長期的に、別の理由で、告発した供給業者が大手小売店に取引を縮小、停止されれるおそれがあり切れません。

監視人数は足りるのか、告発は事実上難しいのか。この法案の実効性に疑問があるわけではないか、この法案の実効性に疑問があるわけ

ですが、総理にお伺いをいたします。

次に、外税方式について伺います。

先ほど、九十八円か百二円かという極端な議論をあげました。実は、税込み九十八円ではなく、税抜き九十八円という外税方式にすれば、消費税率が仮に上がっても、チラシに掲載する価格は九十八円のままで済み、また、供給事業者と小売店との間も、買いたきなしの、税抜き価格交渉が可能となります。今回の法案でも、一時的には税抜き価格の外税表示ができるような仕組みとなっていますが、まさに、外税方式にメリットがあることを認めているようなものではないでしょうか。

日本の消費税は、最初は外税、途中から内税、また一時に外税を認めるというふうに、二転三転しています。今こそ、将来にわたつて問題が起ころうように、しっかりと議論をし直す必要があると考えます。

中小零細の供給事業者が大手小売店に消費税を転嫁できずに泣き寝入りすることを防ぐという本法案の立法趣旨には賛成であります。が、その手段としては、このようないびつな値づけや宣伝文句の規制ではなく、外税方式がふさわしいと考えます。総理の御見解を伺います。

最後に、インボイスの導入についてですが、三月十九日の財務金融委員会で、財務大臣が、軽減税率はインボイスがなければできぬというのを全くおっしゃるとおりと発言されました。今後どれだけ消費税率を上げても、将来にわたつて軽減税率を一切導入しないというなら構いませんが、軽減税率を導入する可能性があるのであれば、今この機会にインボイスを導入すべきではないでしょうか。

軽減税率を未来永劫導入するおつもりがないの

か、インボイス方式もいつかは導入しなければいけないとお考えかどうか、現時点での総理の御見解を伺います。

大手小売店に対する中小零細企業の泣き寝入りを防ぎ、商売の自由を守るのは、このような社会主義的なやり方ではなく、外税方式とインボイス導入だということを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)
○内閣総理大臣安倍晋三君登壇
〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕 井坂信彦議員にお答えをいたします。

消費税率の引き上げに伴う小売価格の設定についてのお尋ねがありました。

消費税は、消費に広く負担を求めるという性格を有する税であることから、事業者は、取引全体として消費税を円滑かつ適正に価格へ転嫁していくことが予定されているのです。

他方、小売業者が個々の商品等にどのような小売価格を設定するかはその自主性に委ねられるところですが、みずから的小売価格を維持するためには消費税の転嫁拒否等の行為を行つた場合には、厳正に対処する必要があると考えています。

小売店の宣伝文句についてのお尋ねがあります。小売店の宣伝文句についてのお尋ねがありました。

本規定は、納入業者に対する買いたきや周辺の小売業者の転嫁が困難になることを防止する観点から、事業者が消費税に関連する形で安売りの宣伝等を行うことを禁止するものであります。

禁止される具体的な表示については、消費税の転嫁を阻害する表示を禁止するとの観点から、今後、事業者からのヒアリング等も踏まえ、ガイドライン等において明らかにしてまいります。

次回購入時に利用できるポイントを付与するサービスについてのお尋ねがありました。

本規定は、事業者が消費税に関連する形で取引の相手方にポイント等の経済上の利益を提供する旨の表示を禁止するものであります。あくまで、このような消費税の転嫁を阻害する宣伝等を行うことを禁止したものであり、ポイント制度そのもののを禁止する趣旨ではございません。

本法案の実効性についてお尋ねがありました。転嫁拒否等の行為を受けた事業者にとって、みずからその事業を申し出にいく場合もあると考えられます。こうした中、本法案の実効性を確保するために、転嫁拒否等の行為の監視、取り締まりをしっかりと行う必要があります。

このため、政府としては、迅速かつ効果的な取り締まりを行っため、公正取引委員会や中小企業庁の人員を臨時に増員するとともに、政府の側から書面調査を実施するなど積極的な情報収集に努め、転嫁対策に万全を期してまいります。

価格表示についてお尋ねがありました。消費税の価格表示のあり方については、事業者からの視点も含めた検討が必要と考えております。

このため、今般の法案においては、円滑な転嫁の確保や、値札の張りかえなどの事業者の事務負担への配慮の観点から、消費税率引き上げ前後の期間においては、消費者に誤認されないための対策を講じていれば税込み価格を表示しなくてよいとするとともに、消費者にも配慮する観点から、できるだけ速やかに税込み価格を表示するよう努めなければならないとしたところであります。

軽減税率及びインボイス制度についてのお尋ねがありました。

その導入に当たってのさまざまな課題について、現在、与党の調査委員会において議論が行われており、その議論の状況を踏まえて、関係者の意見に十分に耳を傾けて、検討を行っていく必要があると考えております。

以上でございます。（拍手）

○副議長（赤松広隆君） 塩川鉄也君。

〔塩川鉄也君登壇〕

○塩川鉄也君 私は、日本共産党を代表して、消費税転嫁法案について質問をいたします。（拍手）

まず、法案の前提となる消費増税が国民の暮らしと経済に与える影響です。

例えば、二〇〇〇年以降、だけを見ても、勤労者の賃金は下がり、所得税・住民税の増税と社会保険料の負担の押しつけによって、可処分所得は大きくなり減り、消費支出は、実に五十七万九千円も減少しています。

総理、相次ぐ賃下げと国民負担増により内需が縮小させてきたとの認識はお持ちですか。

そして、今、いわゆるアベノミクスのもと、円安の進行により、ガソリンや灯油、電気、ガス、小麦など輸入食品や生活必需品の値上がりが連続

されています。消費税導入以来、四半世紀続いてきた、これが中小零細業者の悲痛な叫びです。多くの業者は、身銭を切つて納税し、身銭すら切れずに滞納を余儀なくされ、毎年約六十万件もの消費税新規滞納が発生しています。ついには、廃業、倒産に追い込まれているのです。總理は、この現状を知っていますか。

大企業は消費税をほぼ一〇〇%転嫁できているのに、なぜ中小業者は転嫁できないのか。その根本原因は、製造業や建設業に典型的な、重層的下請構造にあります。大企業と下請中小企業との間に、圧倒的な力の差を背景とした支配関係があるからです。

一方、日銀は、大胆な金融緩和によって、消費

うなれば、三年後には、単純計算で、消費者物価は九%も上ることがになります。

総理、賃上げがこれに追いつかなければ、勤労者の可処分所得と消費支出を一層減らし、「デフレ」不況からの脱却に逆行することになるのではないかと危惧します。

そもそも、消費税は、低所得者層ほど負担が重い逆進性があり、まさに、弱い者いじめの税金です。増税を強行すれば、低所得世帯の生活は一層厳しくなり、貧困と格差を拡大することになりま

す。

ささらに、東日本大震災の被災者の住宅再建、生活再建の足かせにもなるのではないかと危惧しますが、そもそも、この認識が間違っています。懸念ではなく、転嫁できていないというのが現実です。

転嫁できない苦しみが、消費税導入以来、四半世紀続いてきた、これが中小零細業者の悲痛な叫びです。多くの業者は、身銭を切つて納税し、身銭すら切れずに滞納を余儀なくされ、毎年約六十万件もの消費税新規滞納が発生しています。ついには、廃業、倒産に追い込まれているのです。總理は、この現状を知っていますか。

大企業は消費税をほぼ一〇〇%転嫁できているのに、なぜ中小業者は転嫁できないのか。その根本原因は、製造業や建設業に典型的な、重層的下請構造にあります。大企業と下請中小企業との間に、圧倒的な力の差を背景とした支配関係があるからです。

消費税の引上げが経済に与える影響等についてお尋ねがありました。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 塩川鉄也議員にお答えをいたします。

消費税率の引上げは、増大する社会保障の持続性と安心の確保、国の信認維持のために行うものであり、給付と負担のバランスのとれた社会保障制度を維持強化していくた

(号外)

官

また、消費税率引き上げ分は、全額社会保障財源化され、国民に還元される点も考慮する必要があり、負担増のみに着目することはいかがかと思ひます。

なお、二〇〇〇年以降の消費の伸び悩みについては、長年にわたりデフレを維持してきたことが背景にあると考えております。

私の内閣では、デフレから脱却をし、雇用や所得の拡大を実現することで、国民生活、経済成長の恩恵が幅広く行き渡るよう、三本の矢を一体的に進めてまいります。

ガソリンや輸入食品等の価格の値上がりによる影響の現状認識と対策についてお尋ねがありまし

ガソリンや輸入食品等の価格は、為替相場の動向に加え、地政学的リスクの増大などによる原油価格の動向や国際穀物相場など、さまざまな要因で変動するものと承知しています。

最近の為替相場の動向は、全体としては景気にプラスの影響をもたらすと考えていますが、ガソリン等一部の価格の上昇による家計や企業への影響については、引き続き注視していきます。

いずれにせよ、政府としては、三本の矢により、企業の収益機会をふやし、雇用や所得の拡大を実現することで、国民生活に経済成長の恩恵が幅広く行き渡るようにしてまいります。

消費税率引き上げに伴う負担増と物価についてお尋ねがありました。

今般の一体改革による消費税率引き上げは、増大する社会保障の持続性と安心の確保、国の信認維持のために行うものであります。引き上げられる消費税率の収取は全て社会保障の財源に充てらることとしており、その負担増のみに着目することはいかがかと考えております。

また、消費税率引き上げ分は、全額社会保障財源化され、国民に還元される点も考慮する必要があり、負担増のみに着目することはいかがかと思ひます。

なお、二〇〇〇年以降の消費の伸び悩みについては、長年にわたりデフレを維持してきたことが背景にあると考えております。

私の内閣では、デフレから脱却をし、雇用や所得の拡大を実現することで、国民生活、経済成長の恩恵が幅広く行き渡るよう、三本の矢を一体的に進めてまいります。

ガソリンや輸入食品等の価格の値上がりによる影響の現状認識と対策についてお尋ねがありまし

ガソリンや輸入食品等の価格は、為替相場の動向に加え、地政学的リスクの増大などによる原油価格の動向や国際穀物相場など、さまざまな要因で変動するものと承知しています。

最近の為替相場の動向は、全体としては景気にプラスの影響をもたらすと考えていますが、ガソリン等一部の価格の上昇による家計や企業への影響については、引き続き注視していきます。

いずれにせよ、政府としては、三本の矢により、企業の収益機会をふやし、雇用や所得の拡大を実現することで、国民生活に経済成長の恩恵が幅広く行き渡るようにしてまいります。

消費税率引き上げに伴う負担増と物価についてお尋ねがありました。

今般の一体改革による消費税率引き上げは、増大する社会保障の持続性と安心の確保、国の信認維持のために行うものであります。引き上げられる消費税率の収取は全て社会保障の財源に充てらることとしており、その負担増のみに着目することはいかがかと考えております。

また、物価のみが上昇するのではなく、企業の収益力向上の成果が適切に労働者にも分配されることが重要です。

引き続き、三本の矢により、企業の収益機会を

民生活に経済成長の恩恵が幅広く行き渡るように進めてまいります。

なお、消費税率の引き上げは一回限りの物価上昇につながりますが、住宅、家賃等の非課税取引があることから、単純に、引き上げ分が全てそのまま物価上昇につながるわけではありません。

消費税率引き上げに際しての低所得者への配慮と東日本大震災からの復興についてのお尋ねがありました。

ガソリンや輸入食品等の価格は、為替相場の動向に加え、地政学的リスクの増大などによる原油価格の動向や国際穀物相場など、さまざまな要因で変動するものと承知しています。

ガソリンや輸入食品等の価格は、為替相場の動向に加え、地政学的リスクの増大などによる原油価格の動向や国際穀物相場など、さまざまな要因で変動するものと承知しています。

最近の為替相場の動向は、全体としては景気にプラスの影響をもたらすと考えていますが、ガソリン等一部の価格の上昇による家計や企業への影響については、引き続き注視していきます。

いずれにせよ、政府としては、三本の矢により、企業の収益機会をふやし、雇用や所得の拡大を実現することで、国民生活に経済成長の恩恵が幅広く行き渡るようにしてまいります。

消費税率引き上げに伴う負担増と物価についてお尋ねがありました。

今般の一体改革による消費税率引き上げは、増大する社会保障の持続性と安心の確保、国の信認維持のために行うものであります。引き上げられる消費税率の収取は全て社会保障の財源に充てらることとしており、その負担増のみに着目することはいかがかと考えております。

に廃業や倒産の原因となつてゐるわけではないと考えております。

下請法違反行為に対しても、公正取引委員会及び中小企業庁が緊密に連携し、迅速かつ的確に対処しているところであります。引き続き、下請事業者に与える不利益が大きい事案については、勧告を積極的に行なうなど、適切に対処してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣稻田朋美君登壇〕

○國務大臣(稻田朋美君) 消費税の転嫁を拒否する行為を是正するためにどのような改善策をとるかについてのお尋ねがありました。

今回の転嫁対策法案では、法律上の要件を簡潔なものとしたほか、公正取引委員会だけでなく、業所管大臣等も法の運用の主体とするなど、転嫁拒否等の行為に対して迅速かつ効果的な対応を可能とする制度としております。

この転嫁対策法案による特別措置を設けることは、住宅口一戸減税の拡充や、住宅の再取得等に係る消費税の負担増加に対応し得る給付措置を講じるとともに、現場主義により、被災地における

また、東日本大震災の被災者の方々に対しても、税額控除と複数税率がともに検討課題とされ、消費税率八%段階から、いずれかの施策の実現までの間の暫定的・臨時のな措置として、簡素な給付措置を実施することとされています。

また、東日本大震災の被災者の方々に対しても、住宅口一戸減税の拡充や、住宅の再取得等に係る消費税の負担増加に対応し得る給付措置を講じるとともに、現場主義により、被災地における

この転嫁対策法案による特別措置を設けることは、住宅再建等の課題にしっかりと取り組んでまいります。

消費税の滞納及び下請取引に対する対応についてのお尋ねがありました。

消費税が滞納となる原因については、個々の納税者の営業や資金繰りの状況など、さまざまな事情によるため、一概に価格転嫁の問題のみが原因とは言えないのではないかと考えております。

また、滞納となつた消費税額のほとんどは翌年度末までに納付されており、消費税の滞納が直ち

に廃業や倒産の原因となつてゐるわけではないと考えております。

○國務大臣(森まさこ君) 広告、宣伝の禁止はむしろ消費者の利益に反するのではないかとのお尋ねがありました。

消費税は、最終的に消費者が負担するという仕組みをとつてゐる税であり、一般消費者が消費税の負担者ではない旨を示す表示は、それ自体が事実と異なる表示です。

かかる表示が蔓延することは、適正な表示を前提に商品選択を行なうとする消費者の期待に反することとなり、ひいては、消費者の利益に反するものと考えています。

また、本法案は、あくまで消費税の転嫁を阻害する広告、宣伝を禁止するものであり、事業者の企業努力による価格設定 자체を制限するものではありません。(拍手)

この転嫁対策法案による特別措置を設けることは、住宅口一戸減税の拡充や、住宅の再取得等に係る消費税の負担増加に対応し得る給付措置を講じるとともに、現場主義により、被災地における

この転嫁対策法案による特別措置を設けることは、住宅再建等の課題にしっかりと取り組んでまいります。

消費税の滞納及び下請取引に対する対応についてのお尋ねがありました。

消費税が滞納となる原因については、個々の納税者の営業や資金繰りの状況など、さまざまな事情によるため、一概に価格転嫁の問題のみが原因とは言えないのではないかと考えております。

また、滞納となつた消費税額のほとんどは翌年

に廃業や倒産の原因となつてゐるわけではないと考えております。

下請法違反行為に対しても、公正取引委員会及び中小企業庁が緊密に連携し、迅速かつ的確に対処しているところであります。引き続き、下請事業者に与える不利益が大きい事案については、勧告を積極的に行なうなど、適切に対処してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣森まさこ君登壇〕

○國務大臣(森まさこ君) 広告、宣伝の禁止はむしろ消費者の利益に反するのではないかとのお尋ねがありました。

消費税は、最終的に消費者が負担するという仕組みをとつてゐる税であり、一般消費者が消費税の負担者ではない旨を示す表示は、それ自体が事実と異なる表示です。

かかる表示が蔓延することは、適正な表示を前提に商品選択を行なうとする消費者の期待に反することとなり、ひいては、消費者の利益に反するものと考えています。

また、本法案は、あくまで消費税の転嫁を阻害する広告、宣伝を禁止するものであり、事業者の企業努力による価格設定 자체を制限するものではありません。(拍手)

この転嫁対策法案による特別措置を設けることは、住宅口一戸減税の拡充や、住宅の再取得等に係る消費税の負担増加に対応し得る給付措置を講じるとともに、現場主義により、被災地における

この転嫁対策法案による特別措置を設けることは、住宅再建等の課題にしっかりと取り組んでまいります。

消費税の滞納及び下請取引に対する対応についてのお尋ねがありました。

消費税が滞納となる原因については、個々の納税者の営業や資金繰りの状況など、さまざまな事情によるため、一概に価格転嫁の問題のみが原因とは言えないのではないかと考えております。

また、滞納となつた消費税額のほとんどは翌年

いて、消費税の増税法案に反対票を投じました。新党の立ち上げ、解散・総選挙を通じて今日に至りますが、急激な円安、物価の上昇など、今もつて、消費税増税の廃止、凍結を実現しなければならないとの思いは変わりません。

ただいま議題となりました消費税の転嫁に関する特別措置法は、その第一条「目的」として、「平成二十六年四月一日及び平成二十七年十月一日における消費税率の引上げに際し、消費税の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別の措置を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする。」と示されています。

また、附則第二条に、この法律は、平成二十九年三月三十日限り、その効力を失うと記された时限立法となっていることからも明らかのように、消費税増税が実行される場合を前提としたてつけとなつております。

消費税増税法案の審議の際、社会保障と税の一体改革であると説明をしながら、社会保障改革の中身や税金の使い道の検討は後回しにしたまことに増税のための準備だけは進めていこうとするという法案の提出には、大いに疑問を呈させていただかなければなりません。

消費税増税を実行した場合の税金の使い道が明確に定まらないまま、社会保障改革の具体的な内容が定まらないまま、増税を前提とした法案の提出と審議が進められようとしている。消費税増税を決めた三党合意のもとでの協議も終了しないまま、増税に関してのみ先行することが適當な対応と言えるのか、総理の御見解をお伺いいたしました。

消費税率三%が導入された際には、三年間の時

限立法により、転嫁カルテル、表示カルテルなどについての独占禁止法の適応除外が行われました。しかし、五%に引き上げられた際には、特に法的措置は講じられておりません。

本法案では、八%引き上げから起算して三年の時限を設けることとされているが、どのような考え方のものとで定められているのか、その理由と根拠をお聞かせください。

また、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置の中で示される遵守事項である、減額・買いたき、購入強制・役務の利用強制、不当な利益提供の強制、税抜き価格での交渉の拒否、報復行為や、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置の中で示される遵守事項である、取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示や、取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部または一部を対価の額から減する旨の表示、消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示を行わないことです。

前後五年間、恒久にしなかつたこと、三年間の时限立法に盛り込まれる理由は何か、御答弁いただきたい。

さらに、これら遵守事項が守られない場合の措置が、指導、勧告、公表などにとどまり、罰則の規定は設けられていません。実行する気があるのか、現実の取引の中からでも、この点は疑問を挙げられております。その理由をお聞かせいただきますようお願いいたします。

消費税増税法の附則第十八条に示される、名目の経済成長で三%程度かつ実質の経済成長率で二%程度の成長が実現されるかをもとに増税実施

するかどうかが判断される時期は、本年九月、十月と想定されています。

大増税廃止、凍結に向けて、まだ時間もあります。国民の生活が第一の政治実現のため、今後も問題を提起させていただき、さらに議論を重ねていくことを申し上げて、質問を終わらせていただきます。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕
○内閣総理大臣安倍晋三君 小宮山泰子議員にお答えをいたします。

本法案をこの時期に提出し、審議することについてお尋ねがありました。

民間事業者においては、既に、消費税率の引き上げに向けたさまざまな交渉や準備活動が始まっています。

本件につつある中、中小事業者等が買いたきなどの被害に遭うおそれもあることから、しっかりと監視、取り締まりを行っていく観点からも必要な法規案であると考えており、ぜひとも早期の御審議をお願い申し上げます。

社会保障改革については、三党間での協議も踏まえ、社会保障制度改革推進法に基づき、国民會議において御議論いただき、改革を具体化してまいります。

本法案が时限措置であることについてお尋ねがありました。

消費税の転嫁拒否の問題や、転嫁を阻害する表示の問題などは、消費税率引き上げ時に集中的に発生することが懸念されます。本法案は、今般の消費税率引き上げに際して円滑かつ適正な転嫁が行われるための環境を整備するものであることが、二段階の税率引き上げ前後の時期に対応した措置とすることとしております。

買いたき等の是正措置等を时限の措置とした理由及びこれらの措置に関する罰則を設けていたな

い理由についてお尋ねがありました。

先ほど申し上げたとおり、本法案は、今般の消費税率の引き上げに際して、転嫁拒否の問題等が集中的に発生する懸念に対応するため、二段階の税率引き上げ前後の時期に対応した措置としております。

また、これらの措置については、迅速に行うことが肝要であるとの観点から、厳格な手続を必要とする罰則ではなく、指導、勧告、公表という手法を用いることとしたものであります。

以上であります。（拍手）

○副議長（赤松広隆君） これにて質疑は終了いたしました。

○副議長（赤松広隆君） 本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十九分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣

安倍晋三君

財務大臣

麻生太郎君

総務大臣

新藤義孝君

法務大臣

谷垣禎一君

農林水産大臣

芳正君

経済産業大臣

茂木敏充君

国務大臣

稻田朋美君

国務大臣

森まさこ君

出席内閣官房副長官及び副大臣

寺田勝信君

内閣官房副長官

加藤勝信君

内閣府副大臣

寺田勝信君

官 報 (号 外)

○議長の報告

議長の報告

一、去る五日、本院は、日本銀行總裁に黒田東彦君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

去る五月 参議院議長から 次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

一、去る五日、橋本參議院事務總長から鬼塚事務
總長宛て、參議院は裁判官彈劾裁判所裁判員予
備員福岡資麿君の辞任を許可し、その補欠とし
て次の者を選挙し、予備員の職務を行う順序
は、真山勇一君を第四順位とし、第三順位の西
田実仁君を第二順位とし、第四順位の水野賢一
君を第三順位とした旨の通知書を受領した。

(報告書受領)

一、去る五日、内閣から次の報告書を受領した。
日清條約第六、一二、^二第五項の規定に基づく立成

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員の人事交流について準用する同法第二十三条第三項の規定に基づく平成二十四年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告
(常任委員辞任及び補欠選任)

常任委員辞任及び補欠選任する五日、議長において、次
閣委員
辞任を許可し、その補欠を

新谷 正義君 田野瀬太道君
田所 嘉徳君 末吉 光徳君

平成二十五年四月十二日 衆議院会議録第十六号 議長の報告

議長の報告

平成二十五年四月十二日

衆議院会議録第十六号

議長の報告

二〇〇

赤枝 恒雄君	武部 新君	辻 清人君	富樺 博之君	中谷 真一君	大西 英男君	武村 展英君	中山 展宏君	福田 達夫君	根本 幸典君
原口 岸本 牧原 船田 西川 一博君	辻元 清美君	塙崎 恭久君	塙崎 崇君	大島 敦君	西岡 新君	西野 弘一君	河野 正美君	藤原 崇君	根本 幸典君
奥野總一郎君	後藤 祐一君	細田 健一君	築 築	船橋 利実君	赤嶺 政賢君	小池 政就君	宮澤 隆仁君	西野 弘一君	坂本祐之輔君
大島 徳君	大島 石崎 徳君	牧島かれん君	船橋 利実君	赤嶺 政賢君	西岡 新君	青柳陽一郎君	宮澤 隆仁君	中丸 啓君	坂本祐之輔君
奥野總一郎君	後藤 祐一君	細田 健一君	築 築	船橋 利実君	赤嶺 政賢君	小池 政就君	宮澤 隆仁君	正美君	坂本祐之輔君
大島 大島	小川 小川	橋本 橋本	大野敬太郎君	今枝宗一郎君	石崎 安藤	青山 津村	井野 村井	奥野總一郎君	坂本祐之輔君
岸本 岸本	中山 中山	中山 泰秀君	西川 元君	今枝宗一郎君	田嶋 要君	青山 津村	奥野總一郎君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
辻元 辻元	西川 公也君	西川 元君	船原 牧島かれん君	秋本 秋本	秋本 真利君	周平君 周平君	井野 村井	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
清美君	秀樹君	元君	和生君	今枝宗一郎君	今枝宗一郎君	周平君 周平君	奥野總一郎君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	予算委員	辻任	補欠	辻任	補欠	辻任	補欠	辻任	前原 誠司君
原口 一博君	岸本 岸本	中山 中山	中山 泰秀君	西川 公也君	西川 元君	船原 牧島かれん君	和生君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
辻元 辻元	西川 公也君	西川 元君	船原 牧島かれん君	秋本 秋本	秋本 真利君	周平君 周平君	和生君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
清美君	秀樹君	元君	和生君	今枝宗一郎君	今枝宗一郎君	周平君 周平君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	法務委員	辻任	補欠	辻任	補欠	辻任	補欠	辻任	寺島 義幸君
原口 一博君	岸本 岸本	中山 中山	中山 泰秀君	西川 公也君	西川 元君	船原 牧島かれん君	和生君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
辻元 辻元	西川 公也君	西川 元君	船原 牧島かれん君	秋本 秋本	秋本 真利君	周平君 周平君	和生君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
清美君	秀樹君	元君	和生君	今枝宗一郎君	今枝宗一郎君	周平君 周平君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	厚生労働委員	辻任	補欠	辻任	補欠	辻任	補欠	辻任	財務金融委員
原口 一博君	岸本 岸本	中山 中山	中山 泰秀君	西川 公也君	西川 元君	船原 牧島かれん君	和生君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
辻元 辻元	西川 公也君	西川 元君	船原 牧島かれん君	秋本 秋本	秋本 真利君	周平君 周平君	和生君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
清美君	秀樹君	元君	和生君	今枝宗一郎君	今枝宗一郎君	周平君 周平君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	農林水産委員	辻任	補欠	辻任	補欠	辻任	補欠	辻任	辻任
原口 一博君	岸本 岸本	中山 中山	中山 泰秀君	西川 公也君	西川 元君	船原 牧島かれん君	和生君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
辻元 辻元	西川 公也君	西川 元君	船原 牧島かれん君	秋本 秋本	秋本 真利君	周平君 周平君	和生君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
清美君	秀樹君	元君	和生君	今枝宗一郎君	今枝宗一郎君	周平君 周平君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	経済産業委員	辻任	補欠	辻任	補欠	辻任	補欠	辻任	辻任
原口 一博君	岸本 岸本	中山 中山	中山 泰秀君	西川 公也君	西川 元君	船原 牧島かれん君	和生君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
辻元 辻元	西川 公也君	西川 元君	船原 牧島かれん君	秋本 秋本	秋本 真利君	周平君 周平君	和生君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
清美君	秀樹君	元君	和生君	今枝宗一郎君	今枝宗一郎君	周平君 周平君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	富樺 博之君	辻任	補欠	富樺 博之君	辻任	補欠	富樺 博之君	辻任	辻任
原口 一博君	岸本 岸本	中山 中山	中山 泰秀君	西川 公也君	西川 元君	船原 牧島かれん君	和生君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
辻元 辻元	西川 公也君	西川 元君	船原 牧島かれん君	秋本 秋本	秋本 真利君	周平君 周平君	和生君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
清美君	秀樹君	元君	和生君	今枝宗一郎君	今枝宗一郎君	周平君 周平君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	堀内 審介君	辻任	補欠	堀内 審介君	辻任	補欠	堀内 審介君	辻任	辻任
原口 一博君	岸本 岸本	中山 中山	中山 泰秀君	西川 公也君	西川 元君	船原 牧島かれん君	和生君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
辻元 辻元	西川 公也君	西川 元君	船原 牧島かれん君	秋本 秋本	秋本 真利君	周平君 周平君	和生君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
清美君	秀樹君	元君	和生君	今枝宗一郎君	今枝宗一郎君	周平君 周平君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	詔子君	辻任	補欠	詔子君	辻任	補欠	詔子君	辻任	辻任
原口 一博君	岸本 岸本	中山 中山	中山 泰秀君	西川 公也君	西川 元君	船原 牧島かれん君	和生君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
辻元 辻元	西川 公也君	西川 元君	船原 牧島かれん君	秋本 秋本	秋本 真利君	周平君 周平君	和生君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君
清美君	秀樹君	元君	和生君	今枝宗一郎君	今枝宗一郎君	周平君 周平君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君	坂本祐之輔君

平成二十五年三月二十六日提出
質問 第三・三九号
いわゆる4・28「主権回復の日」政府式典に

関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

いわゆる4・28「主権回復の日」政府式典に

に関する質問主意書

いわゆる4・28「主権回復の日」政府式典に

に関する質問主意書

平成二十五年三月二十一日、私の議員会館居室の郵便箱に一通の式典案内状が投函されていた。

式典案内状には、「主権回復・国際社会復帰を記念する式典委員長 内閣総理大臣 安倍晋三」名下で、「平和条約の発効による我が国の完全な主権回復及び国際社会復帰六十年の節目を記念し、主権回復・国際社会復帰を記念する式典を左記により挙行いたします」と書かれていた。式典の日時は、平成二十五年四月二十八日、場所は憲政記念館である。いわゆる4・28「主権回復の日」政府式典の案内状だ。

右案内状には、式典への出欠を問う返信用ハガキが同封されていた。私は、同年三月二十二日、次のような文言を添えて「欠席」の通知を行った。

「サンフランシスコ講和条約により、沖縄はアメリカの施政権下に売り渡され、苦難を強いられ、人間としての尊厳を奪われた。『我が国の完全な主権回復』は嘘だ。沖縄にとって『屈辱の日』だ」同時に「式典に抗議し、中止を要求する」とも書き添えた。

今、沖縄では、四月二十八日に挙行されようとしている「主権回復の日」政府式典に対し、多くの県民から違和感が表明され、式典開催に対する抗議の声が挙がっている。

具体的には、「式典を開催することは国家の工ゴイズムにほかならない」(比屋根照夫・琉球大学

名誉教授)、「式典開催は国民への歴史の偽造にはかならない」(照屋寛徳・沖縄国際大学教授)との学識者らの指摘(二〇一三年三月二十五日付・沖縄タイムス)だ。また、式典開催そのものが、政府による沖縄への差別、無視、迫害であるとの強い意見が県民の多数から出ている。

以下、質問する。

いわゆる4・28「主権回復の日」政府式典に

四 来る四月二十八日の「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」への招待者の範囲を特定したうえで、係る招待の範囲に至つた理由を明らかにされたい。

五 右式典には、予てより報道されている天皇、皇后両陛下も招待するのか、明らかにされたい。

また、天皇、皇后両陛下の式典出席は、日本国憲法第七条が定める「天皇の国事行為」の範疇を超えた「天皇の政治利用」に該当するとの疑念もあるが、政府の見解を示されたい。なお、「天皇の政治利用」に該当しないとの見解であれば、その理由を明らかにされたい。

六 政府は、大日本帝国憲法下における「天皇主権」から、日本国憲法下における「国民主権」へと変わった意義について、いかように考え、評価しているか、見解を示されたい。

七 平成二十四年十二月十六日執行の第四十六回衆議院議員総選挙における自由民主党の政権公約「J-FLAG 2012」には、「政府主催で、二月十一日の建国記念の日、そして二月二十二日を『竹島の日』、四月二十八日を『主権回復の日』として祝う式典を開催します」とある。

政府が、来る四月二十八日の「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」から「祝う」の文言を除外し、政権公約に反して「祝う」式典としなかつた理由を明らかにされたい。

右質問する。

一、三及び七について

また、天皇、皇后両陛下の式典出席は、日本国憲法第七条が定める「天皇の国事行為」の範疇を超えた「天皇の政治利用」に該当するとの疑念もあるが、政府の見解を示されたい。なお、「天皇の政治利用」に該当しないとの見解であれば、その理由を明らかにされたい。

八 「主権回復の日」政府式典に

衆議院議員照屋寛徳君提出いわゆる4・28「主権回復の日」政府式典に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員照屋寛徳君提出いわゆる4・28「主権回復の日」政府式典に関する質問に

8 「主権回復の日」政府式典に

奄美群島、小笠原諸島及び沖縄を含めた我が国の未来を切り拓いていく決意を新たにすることが重要であると考えている。

二について

一般に、国際法上、主権とは、国家が自国の領域において有する他の権力に從属することのない最高の統治権のことといい、国家の基本的地位を表す権利を意味すると承知している。

四について

政府としては、一、三及び七について述べたような本式典の趣旨及び過去の政府主催による式典の例に鑑み、参列者の範囲を衆議院議長、参議院議長、衆議院議員、参議院議員、国務大臣、最高裁判所長官、最高裁判所判事、都道府県知事、民間各界代表、各府省幹部等としたものである。

五について

御指摘の「天皇の政治利用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、一、三及び七について述べたような趣旨で、政府主催により本式典を挙行し、天皇皇后両陛下の御臨席を賜るものであり、日本国憲法上の問題は生じないものと考えている。

六について

大日本帝国憲法の下においては、天皇が国の統治権を總攬する地位にあつたが、戦後はこれが否定され、日本国憲法では、その前文で「このに主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と国民主権をうたつてある。この国民主権の原理は、人類普遍のものであり、現在、世界の多くの国の憲法において採用されているものである。

平成二十五年三月二十六日提出
質問 第四〇号

在デンバー総領事館における機密漏えい等に関する質問主意書

提出者 石川 知裕

記事によると、二〇一〇年頃、當時在米国デンバー総領事館に勤めていた外務省職員が、韓国当局と近いとされていた韓国人を居住スペースに私的に招き、宴席を重ねた結果、総領事の私的情報はじめ機密情報が漏えいする事態が起きていたとのことである。また、更に、不正経理もわかつたことである。右記事を踏まえ、質問する。

一について

二について

三について

四について

五について

るものが見解如何。

〔別紙〕

衆議院議員石川知裕君提出在デンバー総領事館における機密漏えい等に関する質問に対する答弁書

一について

二について

三について

四について

五について

六について

七

二の外務省職員による機密漏えいに關し、外務省より査察が入っているが、その結果どのようなことが明らかになつたのか、政府として国民に明らかにし、今後同様の事件が起きないよう、再発防止等に活用する考えはあるか。

八 今回の産経記事で報じられた事件の他にも、在外公館、または本省に勤務する外務省職員により機密が漏えいした事件はあるか。あるのなら、直近十年のうちに起きた事例を全て挙げ、それについて外務省として報道機関始め国民に公表していたか否か、していなかつたのならば、その理由も含め、それらの経緯を詳細に説明されたい。

九 産経記事によると、不正経理も明らかになつたとのことであるが、その経緯を詳細に説明されたい。

一〇

十一

一二

一三

一四

一五

一六

一七

一八

一九

二〇

二一

二二

二三

二四

二五

二六

二七

二八

二九

三〇

三一

三二

三三

三四

三五

三六

三七

三八

三九

四〇

四一

四二

四三

四四

四五

四五

四六

四七

四八

四九

五〇

五一

五二

五三

五四

平成二十五年三月二十六日提出
質問 第四一 号

特別養子縁組に関する再質問主意書

提出者 石川 知裕

特別養子縁組に関する再質問主意書

平成二十五年三月七日に提出した「特別養子縁組に関する質問主意書」に追加で以下質問する。

一 政府が把握している日本人児童の国際養子縁組の数については、当該日本人児童の受入国が公表している数と食い違つてることがこれまで国会でも指摘されている。日本人児童の国際養子縁組の数は各都道府県で提出された、国外で養子となつたことを事由とする実父母の戸籍からの除籍届及び日本国籍離脱の届出を合計すれば明らかになると思料するが、かかる数字を平成十六年以後毎年明瞭にされたい。

二 「児童の権利に関する条約」第二十一条(b)（児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができるることを認める）は、養子縁組はまず出身国（国内）でその可能性が追求されべきであるが、児童の最善の利益について最大の考慮を払つた結果、国際養子縁組を行うことが適當なケースについてはそれを認めることを諷つた規定である。現在、日本国内に住所を有しない者が養子縁組の養親となることを一切認めるべきではないとの意見が一部あると承知するが、このような国際養子縁組の事実上の禁止は、國內よりも国外で養子を行つた方が最善の利益に適う児童についてその可能性を奪うものであり、「児童の権利に関する条約」にも反すると思料するが、政府の見解如何。

三 日本人児童が国外で外国人の養子となる場合に適切な国際養子縁組手続きが行わされることを担保するため、我が国も「国際的な養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約（いわゆるハーフ国際養子縁組条約、H.A.C.）」に加盟すべきと考えるが、政府の見解如何。

四 前回の質問主意書六に対する答弁において、民法に定める特別養子縁組に係る制度を見直す必要があるものは認識していない旨答弁しているが、特別養子縁組については民法に加え、児童福祉法、社会福祉法にも規定がある他、厚生労働省通知も出されている。政府は、これらの法律や通知が特別養子縁組あつせん（国外で外国人の養子となる場合も含む）の現場において十分に機能していると認識しているか。また、これらの法律や通知に加え、特別養子縁組あつせんに関する新たな法律が必要と考えているか明らかにされたい。

右質問する。

平成二十五年四月五日
内閣質一八三第四号

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議員石川知裕君提出特別養子縁組に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員石川知裕君提出特別養子縁組に関する再質問に対する答弁書

一 について

衆議院議員石川知裕君提出特別養子縁組に関する再質問に対する答弁書

出によって実父母の戸籍から養子が除籍された件数については、その総数も、国内外別の内訳も、把握していない。また、御指摘の「国際養子縁組を原因として重国籍となつたためにされた国籍離脱の届出の件数についても、把握していない。

二 について

政府としては、御指摘のような「意見」があることは承知しておらず、また、御指摘の「このような国際養子縁組の事实上の禁止」の意味するところが必ずしも明らかでないので、お答えすることは困難である。

三 について

御指摘の条約は、養子縁組をする子の最善の利益を確保する国際的な協力体制の構築等を図ることを目的としているところ、御指摘の条約を締結するためには、養子縁組を承認するなどの権限を行使する中央当局の指定を含め、養子縁組をする子の最善の利益を確保するとともに不適切な養子縁組のあつせん等を防止する観点から、関係省庁間の協力体制を整備するなどの必要があり、締結の実現可能性について更に検討を続けていく必要があるものと認識している。

四 について

御指摘の特別養子縁組のあつせんに係る法律の規定としては、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条第一項第八号及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第二号が、御指摘の特別養子縁組に係る「厚生労働省通知」としては、「養子縁組あつせん事業の指導について」（昭和六十二年十月三十一日付け児発第九百二号厚生省児童家庭局長通知）等があるところ、これらにより、保護者

度の趣旨から、當利を目的とした養子縁組のあつせんを行ふ行為が禁止されるなどしており、これまで特段の支障もなく運用されていると認識している。

このため、政府としては、現在、特別養子縁組のあつせんに関する「新たな法律」を制定する必要があるとは考えていない。

平成二十五年三月二十八日提出
質問 第四二 号

在日外国大使館員による賭博等の犯罪行為に関する質問主意書

提出者 石川 知裕

平成二十五年三月二十三日付朝日新聞は、「大使館カジノの闇 一等書記官名義の一室 実態はバカラ部屋 内債中 突然の閉鎖」との見出し記事を掲載している。右を踏まえ、質問する。

一 朝日記事を政府は承知し、その内容を把握しているか。

二 カジノ等を開業するといった賭博行為は、我が国においては犯罪行為に該当すると承知するが、その根拠につき、改めて説明されたい。

三 二の犯罪行為が、外交関係に関するウイーン条約により外交特権が認められている者によつてなされた場合、それが我が国の国内であつても罪に問うことが不可能であるのか。政府の見解如何。

四 朝日記事の内容は事実か。「大使館カジノ」と称される闇の賭博組織が東京都内にかつて存在し、警視庁として内々に捜査に乗り出していたのない子等の健全な育成を図るという養子制

五 朝日記事には「歐州のある国の一等書記官名義」との記述があるが、闇の賭博組織の運営にかかわっていたとされる一等書記官とは、どこの國の者かを政府、特に外務省は把握しているか。

六 政府、特に外務省として、五の國の政府に対し、闇の賭博組織に関して何らかの抗議をしているか。

七 政府、特に外務省として、朝日記事にある事例と同様の事が過去にあったか否か把握しているか。またそれが確認できた場合、どのような対応をしてきているのか。それぞれ詳細に説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一八三第四二号
平成二十五年四月五日
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員石川知裕君提出在日外国大使館員による賭博等の犯罪行為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員石川知裕君提出在日外国大使館員による賭博等の犯罪行為に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の記事の内容は承知している。
二について
お尋ねの「カジノ等を開業するといつた賭博行為」の意味するところが必ずしも明らかではないが、刑法(明治四十年法律第四十五号)第百八十五条本文は、「賭博をした者は、五十万円以下の罰金又は料金に処する。」と、同法第百八十六条第二項は、「賭博場を開張し、又は博徒

を結合して利益を図つた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。」と、それぞれ規定している。

三について

外交関係に関するウイーン条約(昭和三十九年条約第十四号)においては、接受国の刑事裁判権から免除を享有する者に対しては、派遣国が当該免除を明示的に放棄する場合等を除き、接受国が刑事裁判権行使することはできないものとされている。

四から七までについて

お尋ねについては、捜査機関の具体的活動に関わる事柄が含まれており、今後の捜査活動に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。なお、一般論としては、我が国が法令に違反する疑いのある事案について、外交ルートを通じて、法令違反の事実が確認できた場合には、当該違反を是正させるなど、外務省として厳正に対処してきているところである。

五 一八三第四二号 平成二十五年三月二十八日提出 質問 第四三号

衆議院議員石川知裕君提出在日外国大使館員による賭博等の犯罪行為に関する質問に対する答弁書

一について

本年三月二十六日付読売新聞夕刊に、『霞が関 府舎内 二十店賃料タダ「国有財産 使用料は当然専門家指摘」との見出し記事が掲載されている。右を踏まえ、質問する。

一 読売記事を政府は承知し、その内容を把握しているか。

二 一般に、東京都千代田区霞が関に主に集中している中央省庁は、じめ国の機関の庁舎内において、各種店舗の営業が認められる際、あるべき賃料の支払いに関し、どのような法規がなされているのか説明されたい。

三 読売記事によると、財務省として二〇〇七年に、東京都千代田区霞が関に主に集中している中央省庁はじめ国の機関の庁舎内において、各種店舗の営業が認められる際、有償を基本とする通達を出しているとのことであるが、右の縞緑につき説明されたい。

四 読売記事によると、七府省における二十店舗が賃料なしの無償の形で経営がなされていたとのことであるが、右は事実か。

五 一八三第三号 平成二十五年四月五日 提出 質問 第四三号

中央省庁内の各店舗の賃料に関する質問主意書

一について

本年三月二十六日付読売新聞夕刊に、『霞が関 府舎内 二十店賃料タダ「国有財産 使用料は当然専門家指摘」との見出し記事が掲載されている。右を踏まえ、質問する。

一 読売記事を政府は承知し、その内容を把握しているか。

二について 内容は把握している。

三について 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第九条第一項においては、法律に基づく場合を除く外、国有財産を適正な対価なくして貸し付けてはならない旨規定されている。

四 一八三第三号 平成十九年一月二十二日提出 質問 第四三号

中央省庁内の各店舗の賃料に関する質問主意書

一について

衆議院議員石川知裕君提出中央省庁内の各店舗の賃料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について 御指摘の記事については承知しており、その

七について

八について 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第九条及び各省庁における運用等について、改善の必要性も含め、今後検討してまいりたい。

九について

十について

十一について

十二について

十三について

十四について

十五について

十六について

十七について

十八について

十九について

二十について

二十一について

二十二について

二十三について

二十四について

二十五について

二十六について

二十七について

二二七

官 報 (号 外)

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員赤嶺政賢君提出共通番号制度により
国民の利便性が向上する等とされている事務に
関する質問に対する答弁書

平成二十五年四月一日提出
質問 第四四号

共通書類制度により国民の利便性が向上する等とされている事務に関する質問主意書

提出者 赤嶺 政賢

共通番号制度により国民の利便性が向上する等とされている事務に関する質問主意書を提出した。この法案によつて構築される法律案の特定個人情報の提供を受けることによる情報提供ネットワークシステムによって、法案の別表第二上段に掲げられた情報照会者が、二段目に掲げられた事務について、三段目の情報提供者から四段目の特定個人情報の提供を受けることによつて国民の利便性や事務の効率化がもたらされると説明されている。別表第二が規定する情報照会者は、百十五である。しかし、その二段目に掲げられた事務は、それぞれの情報照会者の複数の事務を内包し、それぞれの事務によつて、三段目の情報提供者や四段目の特定個人情報も異なるといふとされる。例えば、別表第二の三の情報照会者は、健康保険組合である。この健康保険組合が、医療保険の二重加入をチェックするという保険給付の支給に関する事務のために、他の医療保険組合又は後期高齢者医療広域連合から、資格喪失などの医療保険給付関係情報の提供を受ける。また、健康保険組合が、加入者の扶養者の資格をチェックするという保険給付の支給に関する事務のために、市町村長から扶養者の所得などの地方情報提供者による情報提供を受ける。

高額医療・高額介護合算制度を活用して、加入者の一定額の自己負担分を支給するという保険給付の支給に関する事務のために、市町村長から、合算にかかる介護保険給付関係情報の提供を受け。また、健康保険組合は、健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者から、健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付との併給調整という保険給付の支給に関する事務のために、健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者から、健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報の提供を行う。また、傷病手当との併給調整という保険給付の支給に関する事務のために、厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等から、傷病手当に関する年金給付関係情報の提供をうける等々である。このように、事務の内容を明らかにすれば、その事務に必要な特定個人情報の内容やその情報を提供する情報提供者も理解できることとなる。しかし、別表第二を見ただけでは、以上の内容は明らかにならず、百十五の情報照会者がそれぞれどのような事務において、どの情報提供者からどのような特定個人情報を提供されるのか明らかにならない。したがって、国民の利便性や事務の効率化の対象となっている事務が具体的に何であるのかも明らかにならない。これでは、国民の利便性や事務の効率化が具体的に進むと説明されても、国民は、それを検証することは不可能である。本法案は、民主党政権によつて提出されたものを修正して提案されたものであるが、別表第二は、前法案とほとんど変わつていない。政府は、この別表第二について、説明をする機会が一年以上あつたが、私が知る限り、この別表第二に

ついて、具体的にどのような事務において国民の利便性や事務の効率化が進むのか、公に説明を

が、安倍内閣の見解を問う。

内閣衆質一八三第四四号
平成二十五年四月九日

衆議院議長 伊吹 文明殿 内閣総理大臣 安倍晋三

関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

別表第二の百十五の情報照会者ごとに、二段目に規定されている事務について、国民の利便性や事務の効率化のために、どのような事務について、どの情報提供者からどのような特定個人情報を提供されるのか案が想定する事務についてすべて明らかにされたい。その際、私が、前文で、別表第二の三の情報照会者が健保組合の場合に例示したように、それぞれの事務について、具体的に説明されたい。

衆議院議員赤嶺政賢君提出共通番号制度より国民の利便性が向上する等とされる事務に関する質問に対する答弁書

る特定個人情報は、何人の個人情報が記録されているデータベースから提供されるのか。このデータベースの名称、何人の個人情報を記録したものかについて明らかにされたい。

三 別表第二の事務に関する情報提供をうけ、マッチングの対象となる国民の人数について、別表第二の百十五の情報照会者の個々のデータベースについて、このデータベースの名称、何人の個人情報を記録したものかについて明らかにされたい。

四 情報提供ネットワークシステムの構築費用

今国会に提出している行政手続における特個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(以下「番号利用法案」という。)別表第一欄に掲げる情報照会者、同表第二欄に掲る事務、同表第三欄に掲げる情報提供者及び表第四欄に掲げる特定個人情報の内容については、これまで全国で開催されている説明会ホームページへの関係資料の掲載などを通じて、具体例を示しながら説明をしてきているところであるが、その詳細については、今後、表の規定に基づき主務省令で定めることとしているところであり、見点钟でその全てを具

四 情報提供ネットワークシステムの構築費用は、二千億円から三千億円とされているが、その費用対効果は明らかにされていない。しかも、情報提供ネットワークシステムによって、具体的にどのような事務が利便の向上や事務の効率化の対象となっているのか個別に明らかにされてこなかつた。これでは、法案が構築をめざす情報提供ネットワークシステムについて、国民の理解を得ることは不可能であると考える。

表第二第四欄に掲げる特定個人情報等の詳細について、番号利用法案について述べたとおり、現時点で御指摘のデータベースの名称をお示しすることは困難である。

十八条から第三十条まで」を「第三十四条から第三十六条まで」に改め、第六章第四節中同条を第三十八条とする。

第三十一条中「第二十八条第一項」を「第三十条第一項」に改め、第六章第三節中同条を第三十七条とする。

第三十条中「第二十八条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十九条第一項中「第二十四条第四項」を「第三十条第四項」に改め、同条を第三十五条とする。

第十二条を第十八条とする。

第二十八条第一項中「第十七条第二項」を「第二十三条第二項」に、「第十八条」を「第二十四条」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十七条を第三十三条とする。

第二十六条第二項中「第二十一条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第二十八条」を「第三十四条」に改め、第六章第三節中同条を第三十二条とする。

第二十五条を第三十一条とする。

第二十四条第一項中「第十七条第一項各号」を「第二十三条第一項各号」に改め、同条を第二十条とする。

第二十三条を第二十九条とし、第六章第一節中第二十二条を第二十八条とする。

第二十一条第一項第一号及び第四号中「第七条第一項各号」を「第二十三条第一項各号」に改め、同条を第二十六条とする。

第十九条を第二十五条とする。

第十八条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に改め、同条を第二十一条とする。

第十七条を第二十三条とする。

第六章を第七章とする。

第十六条中「第十三条」を「第十九条」に改め、第五章中同条を第二十二条とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第十二条を第十八条とする。

第十一条第一項中「第五条第二項各号」を「第十二条第二項」に、「第十三条」を「第十四条」に改め、同条を第三十四条とする。

第二项を第三十三条规定する。

第二十六条第二項中「第二十一条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第二十八条」を「第三十三条」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十七条を第三十三条规定する。

第二十六条第二項中「第二十一条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第二十八条」を「第三十三条」に改め、第六章第三節中同条を第三十二条规定する。

第二十五条を第三十一条とする。

第二十四条第一項中「第十七条第一項各号」を「第二十三条第一項各号」に改め、同条を第二十条とする。

第二十三条を第二十九条とし、第六章第一節中第二十二条を第二十八条とする。

第二十一条第一項第一号及び第四号中「第七条第一項各号」を「第二十三条第一項各号」に改め、同条を第二十六条とする。

第十九条を第二十五条とする。

第十八条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に改め、同条を第二十一条とする。

年法律第二百三十一号)第三百六十六条の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。が同法第三百六十六条の三十四第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により公判期日又は公判準備に出席した場合には、法務大臣は、当該被害者参加人に対し、旅費、日当及び宿泊料(以下「被害者参加旅費等」という。)の次条第二項において同じ。の規定により支給する。

第十一条第一項中「第五条第二項各号」を「第十二条第二項」に改め、同条を第十七条とす。

第十二条を第十八条とする。

第九条第二項中「第七条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条を第十六条とする。

第七条第一項中「第五条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五条规定する。

第八条を第十四条规定する。

第七条第一項中「第五条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同項第二号中「第五条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同項第二号中「第十一项」を「第十二条第一項」に改め、同項第一項中「第十一项」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十二条规定する。

第六条を第十二条とする。

第五条第一項中「昭和二十三年法律第二百三十号」及び「同法第三百六十六条の三十三第三項」に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。」を削り、「三月以内」を「六月以内」、「三月間」を「六月間」に改め、同条第二項中「総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条规定する日本司法支援センターをいう。以下同じ。」を削り、同条を第十一条规定する。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第二十一条第一項第一号」を「第二十三条第一項各号」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十一条第一項中「第十三条」を「第十九条」に改め、同条を第二十六条とする。

第十九条を第二十五条とする。

第十八条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に改め、同条を第二十一条とする。

第十七条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に改め、同条を第二十一条とする。

二、第六条第一項の規定による請求の受理

第六条 被害者参加旅費等の支給を受けようとする被害者参加人は、所定の請求書に法務省令で定める被害者参加旅費等の算定に必要な資料を添えて、これを、裁判所を経由して、法務大臣に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る被害者参加旅費等の額のうちその資料を提出しなかつたため、その被害者参加旅費等の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2 裁判所は、前項の規定により請求書及び資料を受け取つたときは、当該被害者参加人が刑法訴訟法第三百六十六条の三十四第一項の規定により公判期日又は公判準備に出席したことを証明する書面を添えて、これらを法務大臣に送付しなければならない。

3 第一项の規定による被害者参加旅費等の請求の期限については、政令で定める。

4 法務大臣が、第二項の規定により第一項号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は前項の規定により自ら行っている第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

5 法務大臣は、前項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は第二項の規定により自ら行っている第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

6 法務大臣が、第二項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行っている第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合は、他の必要な事項は、法務省令で定める。

第七条 法務大臣は、被害者参加旅費等の支給に關し、裁判所に対しても必要な協力を求める。

第五条 被害者参加人(刑事訴訟法(昭和二十二年法律案及び同報告書)の規定による被害者参加旅費等の支給)

第六条 次に掲げる法務大臣の権限に係る事務は、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条规定する日本司法支援センターをいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

一 第五条第一項の規定による被害者参加旅費等の支給

(日本司法支援センターへの被害者参加旅費等の支給に係る法務大臣の権限に係る事務の委任)

第八条 次に掲げる法務大臣の権限に係る事務は、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条规定する日本司法支援センターをいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

二 第五条第一項の規定による被害者参加旅費等の支給

(日本司法支援センターへの被害者参加旅費等の支給に係る法務大臣の権限に係る事務の委任)

第九条 この法律の規定による日本司法支援セ

ンターの処分又は不作為について不服がある者は、法務大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

(法務省令への委任)

第十一条 第五条から前条までに定めるもののほか、被害者参加旅費等の支給に関し必要な事項(第六条第一項及び第二項の規定により裁判所が行う手続に関する事項を除く。)は、法務省令で定める。

(総合法律支援法の一部改正)

第二条 総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第五条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第七条中「第三十条第一項第六号」を「第三十条第一項第七号」に改める。

第三十条第一項第三号口中「第五条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 犯罪被害者等保護法第八条第一項に規定する権限に係る事務を行うこと。

第三十四条第二項中第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

三 第三十条第一項第六号の業務及びこれに附帯する業務に関し、第四十三条第一号に掲げる勘定の管理に関する事項

第三十九条の三第一項中「第八条第四項」を「第十四条第四項」に改め、同条第二項中「第十一条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同項第二号中「第八条第四項」を「第十四条第四項」に改める。

第四十三条第一号並びに第四十六条第一項及び第二項中の「業務及びこれ」を「及び第六号の業務並びにこれら」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案)

2 第一条の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随す

る措置に関する法律第五条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用する。

(刑事確定訴訟記録法の一部改正)

3 刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十四条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

理由

第三十条第一項第三号口中「第五条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 犯罪被害者等保護法第八条第一項に規定する権限に係る事務を行うこと。

第三十四条第二項中第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

三 第三十条第一項第六号の業務及びこれに附帯する業務に関し、第四十三条第一号に掲げる勘定の管理に関する事項

第三十九条の三第一項中「第八条第四項」を「第十四条第四項」に改め、同条第二項中「第十一条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同項第二号中「第八条第四項」を「第十四条第四項」に改める。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために付隨する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案及び総合法律支援法の一部を改正する法律案

一 議案の目的及び要旨

本案は、刑事被告事件の手続への参加に伴う被害者参加人の経済的負担を軽減するため、公判期日等に出席した被害者参加人に対し国が旅費等を支給する制度を創設するとともに、これに関する事務を日本司法支援センターに行わせることとするほか、裁判所にに対する被害者参加弁護士の選定の請求に係る費用等を支給する制度を創設するとともに、これに関する事務を日本司法支援センターに行わせることとする。

(内閣提出)に関する報告書

臣に送付しなければならないものとすること。
(4) 被害者参加旅費等の支給に係る法務大臣の権限に係る事務は、日本司法支援セ

ンターに行わせるものとすること。

二 被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力要件の緩和

被害者参加人が、裁判所に対し、被害者参加弁護士を選定することを請求することができる要件について、その資力から計算上控除すべき療養費等の額を三月分から六

月分に増額するとともに、これにより算出された額と比較すべき基準額も増額するものとすること。

総合法律支援法の一部改正

1 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために付隨する措置に関する法律の一部改正

2 総合法律支援法の一部改正

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、刑事被告事件の手続への参加に伴う被害者参加人の経済的負担を軽減するため、公

判期日又は公判準備に出席した被害者参加人に對し国が被害者参加旅費等を支給する制度を創設するとともに、これに関する事務を日本司法

支援センターに行わせることとするほか、裁判所に対する被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力要件の緩和を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきも

のと議決した次第である。
なお、本案に対し、民主党・無所属クラブから修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否

証明する書面を添えて、これらを法務大

決された。この修正案に対し、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して谷垣法務大臣から、「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十五年度一般会計予算において、被害者参加人に対する旅費等支給制度に係る経費が千二百万円計上されているほか、被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力要件の緩和に係る経費が被害者右報告する。

平成二十五年四月十日

衆議院議長 伊吹 文明殿

法務委員長 石田 真敏

田嶋 要 泉 健太

奥野総一郎 浅尾慶一郎

柿沢 未途 井坂 信彦

提出者

賛成者

岡田 克也外十九名

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十五年三月一日

2 選挙運動のために使用する文書図画であつて右の映像面に表示させる方法をいう。(以下同じ。)のうち電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。以下同じ。)を利用する方法を除いたものをいう。(以下同じ。)により、頒布することができることを目的とする電気通信の送信を除く。)により、文書図画をその受信者が使用する通信端末機器(入出力装置を含む。以下同じ。)の映像面に表示させる方法をいう。(以下同じ。)のうち電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。以下同じ。)により、頒布することができる。

2 選挙運動のために使用する文書図画であつて右の映像面に表示させる方法により選挙の期日の前日までに頒布されたものは、第二百二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、その受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に表示させることができる状態に置いたままにすることができる。

3 ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動のために使用する文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。以下同じ。)その他のインターネット等を利用してする方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報の送信その他の方法により当該電子メールアドレスを自ら通知した者から、選挙運動用電子メールの送信をしないよう求められる旨の通知を受けたときは、当該電子メールアドレスに選挙運動用電子メールの送信をしてはならない。

4 選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メールの送信に当たつては、当該選挙運動用電子メールを用いる方法により選挙運動のための活動に使用する文書図画は、ウェブサイト等を利用してする方法(インターネット等を利用してする方法(電気通信法(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。)の送信(公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)により、文書図画をその受信者が使用する通信端末機器(入出力装置を含む。以下同じ。)の映像面に正しく表示されるように努めなければならない。

4 ウェブサイト等を利用してする方法により選挙運動のために使用する文書図画を頒布する者は、その者の氏名又は名称が、当該文書図画に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるように努めなければならない。

二 電子メールの送信その他のインターネット等を利用してする方法により前項の通知を行なう際に必要となる電子メールアドレスその他の通信端末機器の映像面に正しく表示されるように努めなければならない。

一 当該選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称

4 ウェブサイト等を利用してする方法により選挙運動のために使用する文書図画を頒布する者は、文書図画に次に掲げる事項を正しく表示しなければならない。

二 電子メールの送信その他のインターネット等を利用してする方法により前項の通知を行なう際に必要となる電子メールアドレスその他の通信端末機器の映像面に正しく表示されるように努めなければならない。

一 当該選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称

4 ウェブサイト等を利用してする方法により選挙運動のために使用する文書図画を頒布する者は、文書図画に次に掲げる事項を正しく表示しなければならない。

二 電子メールの送信その他のインターネット等を利用してする方法により前項の通知を行なう際に必要となる電子メールアドレスその他の通信端末機器の映像面に正しく表示されるように努めなければならない。

一 当該選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称

(インターネット等を利用する方法による候補者の氏名等を表示した有料広告の禁止等)

第百四十二条の六 何人も、その者の行う選挙運動のための公職の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらのが類推されるような事項を表示した広告を、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載させることができない。

2 何人も、選挙運動の期間中は前項の禁止を免れる行為として、公職の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらのが類推されるような事項を表示した広告を、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載させることができない。

3 何人も、選挙運動の期間中は、公職の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらのが類推されるような事項が表示されていない広告であつて、当該広告に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面にウェブサイト等を利用する方法により頒布される選挙運動のために使用する文書図画を表示させることができるものと、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載させることができない。

4 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙においては、それぞれ当該各号に定める政党その他の政治団体は、選挙運動の期間中にいて、広告第一項及び第二百五十二条第一項の広告を除くものとする。次項において同じ。）であつて、当該広告に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面にウェブ

サイト等を利用する方法により頒布される当該政党その他の政治団体が行う選挙運動のために使用する文書図画を表示させることができる機能を有するものを、有料で、インターネット等を利用することにより頒布する文書図画に掲載させることができる。

一 衆議院議員の選挙 候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等

二 参議院議員の選挙 参議院名簿届出政党等及び第二百一条の六 第三項(第二百一条の七第二項において準用する場合を含む。)の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体

三 都道府県又は指定都市の議会の議員の選挙 第二百一条の八 第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)において準用する政党その他の政治団体

四 都道府県知事又は市長の選挙 第二百一条の九 第三項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体

誹謗中傷をする等表現の自由を濫用して選挙の公正を害することがないよう、インターネット等の適正な利用に努めなければならない。

(ウェブサイト等による情報の提供)

第百四十二条の八 衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙においては、都道府県の選挙管理委員会は、次の各号に定める事項について、ウェブサイト等による情報の提供を行わなければならぬ。

一 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙にあつては、公職の候補者の氏名及び公職の候補者の申出に係る一のウェブサイト等のアドレス

により、当該選挙の公職の候補者に係る事項について、ウェブサイト等による情報の提供を行なうことができる。

2 都道府県の議会の議員又は市町村の議会の議員若しくは長の選挙においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、それぞれ、前項の規定に準じて、条例で定めるところ

により、当該選挙の公職の候補者に係る事項について、ウェブサイト等による情報の提供を行なうことができる。

3 参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては、参議院名簿届出政党等の名称及び参議院名簿登載者の氏名並びにこれらの者の申出に係る一のウェブサイト等のアドレス

により、当該選挙の公職の候補者に係る事項について、ウェブサイト等による情報の提供を行なうことができる。

4 参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては、参議院名簿届出政党等の名称及び参議院名簿登載者の氏名並びにこれらの者の申出に係る一のウェブサイト等のアドレス

により、当該選挙の公職の候補者に係る事項について、ウェブサイト等による情報の提供を行なうことができる。

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、公職の候補者は、選挙運動の期間中にいて、広告であつて、当該広告に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面にウェブ

サイト等を利用する方法により頒布される当該公職の候補者が行う選挙運動のために使用する文書図画を表示させることができるものと、有料で、インターネット等を利用することにより頒布する文書図画に掲載させることができる。

(選挙に関するインターネット等の適正な利用)

（選挙に関するインターネット等の適正な利用）

（選挙に関するインターネット等の適正な利用）

（選挙に関するインターネット等の適正な利用）

（選挙に関するインターネット等の適正な利用）

（選挙に関するインターネット等の適正な利用）

三 参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては、参議院名簿届出政党等の名称及び参議院名簿登載者の氏名並びにこれらの者の申出に係る一のウェブサイト等のアドレス

同一のものに限る。）

第百四十二条の七 選挙に関するインターネット等を利用する者は、公職の候補者に對して悪質な

一 項第四号の二」を「第一項第四号の三」に改める。

二 項第四号の二」を「第一項第四号の三」に改める。

三」に改める。

第一百五十二条の見出し中「あいさつ」を「挨拶」に改め、同条中「あいさつ」を「挨拶」に改め、「パンフレット」の下に「インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画」を加える。

第一百七十八条の見出し中「あいさつ行為を「挨拶行為」に改め、同条中「あいさつする」を「挨拶する」に改め、同条第一号中「信書」を「信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画」に改める。

第一百八十七条第一項中「及び電話」を「並びに電話及びインターネット等を利用する方法」に、「外」を「ほか」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第一百九十七条第一項第六号中「候補者届出政党」の下に「が行う選挙運動専ら衆議院小選挙区選出議員の選挙以外の選挙において行うものを除く。」を、「選挙運動」の下に「(専ら参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙において行うものを除く。)」を加える。

第一百一一条の四第六項中「文書図画」の下に「(インターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く。)」を加え、「一に」を「いずれかに」に、「掲示」を「掲示し」に改め、同項に次の一号を加える。

三 屋内の推薦演説会の会場内においてその推薦演説会の開催中掲示する映写等の類

第二百一十三条第一項第一号中「掲示」を「掲示し」に改め、「雑誌」の下に「並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるもの」を加える。

第二百一十九条中「いう」の下に「以下同じ」を加え、「抑留、毀壊」を「抑留し、毀壊し」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二百三十五条の五中「又は電話」を「電話又はインターネット等を利用する方法」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二百四十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第三号の次に次の二号を加える。

三の二 第百四十二条の四第二項又は第三項の規定に違反して選挙運動用電子メールの送信をした者

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(適用区分)
第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)の規定(新法第二百四十二条の四第二項及び第三項の規定中通知に係る部分並びに新法第二百五十二条、第二百二十九条及び第二百七十二条の六の規定を除く。)及び附則第六条の規定による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第二百三十七号)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお從前の例による。

(通知に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前に新法第二百四十二条の四第二項又は第三項に定める通知に相当する通知があった場合には、それぞれ同条第二項又は第三項に定める通知があつたものとして、これらの規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為及び附則第

3 この法律の適用については、文書図画を記録した電磁的記録媒体を頒布することは、当該文書図画の頒布とみなす。

(附則)
第五条 インターネット等を利用する方法(新法第二百四十二条の三第一項に規定するインターネット等を利用する方法をいう。)による選挙運動の在り方については、少なくとも一年ごとに、その間に行われた選挙における選挙運動の実情について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 選挙運動の規制の在り方、インターネットを利用して投票方法を導入するとした場合に必要な技術上及び制度上の措置、公職選挙法その他の選挙に関する法令に係る行政機関による法令適用事前確認手続の導入並びに選挙の公正の確保のために必要な独立した第三者委員会その他の組織の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

第二百七十二条の六 この法律の適用について
は、文書図画に記載され又は表示されている
バーコードその他これに類する符号に記録され
ている事項であつてこれを読み取るための装置
を用いて読み取ることにより映像面に表示され
るもの(以下「符号読取表示事項」という。)は、
当該文書図画に記載され又は表示されているも
のとする。

2 前項の規定にかかわらず、この法律の適用に
ついては、符号読取表示事項がこの法律の規定
により文書図画に記載し又は表示しなければな
らない事項であるときは、当該符号読取表示事
項は、当該文書図画に記載され又は表示されて
いないものとする。

第二百七十二条の六 この法律の適用について
は、文書図画に記載され又は表示されている
バーコードその他これに類する符号に記録され
ている事項であつてこれを読み取るための装置
を用いて読み取ることにより映像面に表示され
るもの(以下「符号読取表示事項」という。)は、
当該文書図画に記載され又は表示されているも
のとする。

2 前項の規定にかかわらず、この法律の適用に
ついては、符号読取表示事項がこの法律の規定
により文書図画に記載し又は表示しなければな
らない事項であるときは、当該符号読取表示事
項は、当該文書図画に記載され又は表示されて
いないものとする。

(公職の候補者等に係る特例)
第三条の二 前条第二項の場合のほか、特定電
気通信役務提供者は、特定電気通信による情
報の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一
部を次のように改正する。

第六条 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任
の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一
部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「情報(以下「こ
の号及び第四条において」を加え、同条の次に
次の一条を加える。

(公職の候補者等に係る特例)
第三条の二 前条第二項の場合のほか、特定電
気通信役務提供者は、特定電気通信による情
報の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一
部を次のように改正する。

報(選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報に限る。以下この条において同じ。)の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 特定電気通信による情報であつて、選挙運動のために使用し、又は当選を得させないための活動に使用する文書図画(以下「特定文書図画」という。)に係るものとの流通によつて自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等(公職の候補者又は候補者届出政党(公職選挙法(昭和二十五年法律第二百八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいふ。)若しくは衆議院名簿届出政党等(同法第八十六条の二第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)をいう。以下同様に記載する。)が同法第八十六条の二第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。若しくは参議院名簿届出政党等(同法第八十六条の三第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)から、当該名誉を侵害したとする情報(以下「名誉侵害情報」という。)、名誉が侵害された旨、名誉が侵害されたとする理由及び当該名誉侵害情報が特定文書図画に係るものである旨(以下「名誉侵害情報等」という。)を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報を送信を防止する措置(以下「名誉侵害情報送信防止措置」という。)を講ずるよう申出があつた場合に、当

該特定電気通信役務提供者が、当該名誉侵害情報の発信者に對し当該名誉侵害情報等を示して当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者が当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかつたとき。

二 特定電気通信による情報であつて、特定文書図画に係るものとの流通によつて自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から、名誉侵害情報等及び名誉侵害情報の発信者の電子メールアドレス等(公職選挙法第四十二条の三第三項に規定する電子メールアドレス等をいう。以下同じ。)が同項又は同法第四十二条の五第一項の規定に違反して表示されていない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に對し名誉侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があつた場合であつて、当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電気通信の受信をする者が使用的する通信端末機器(入出力装置を含む。)の映像面に正しく表示されていないとき。

公職選挙法の一部を改正する法律案(田嶋要君外五名提出)に関する報告書
要君外五名提出に關する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、近年におけるインターネット等の普及及び鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るために必要な措置を講ずるものとすること。

1 インターネット等(ウェブサイト等、電子メール)選挙運動の解禁等

(一) 何人も、ウェブサイト等、電子メールを利用することによる選挙運動を行うことができるものとすること。

(二) 選挙運動用電子メールは、電子メールアドレスを通知した者に對して送信できるものとすること。ただし、選挙運動用電子メール送信を拒否した者に對しては、送信できぬものとすること。

(三) 選挙運動のための有料インターネット広告は禁止するものとする。ただし、政黨等・候補者は、選挙運動期間中、それぞれ当該政党等・候補者の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする有料インターネット広告をすることができるものとする。

二 施行期日等
この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、施行日以後初めて行われる国政選挙の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から適用すること。
(一) プロバイダ等が、選挙運動用又は落選運動用の文書図画につき、自己の名誉を侵害されたとする候補者等からの要求を受けて削除する場合の同意照会の期限を「七日」から「二日」に短縮する等の特例を設けるものとすること。

3 施行期日等

(二) インターネット等を利用して選挙運動の在り方については、少なくとも一年ごとに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

二 議案の否決理由

本案は、近年におけるインターネット等の普及及び鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るために必要な措置を講ずるものであるが、妥当とはいえないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
平成二十五年四月十一日

公職選挙法の確立及び改正に關する特別委員長
保岡 興治
衆議院議長 伊吹 文明殿

近年におけるインターネット等の普及及び鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るために必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

選挙運動用の文書図画を頒布する者に對し、電子メールアドレス等の表示を義務付けるものとすること。
(二) 選挙運動用又は落選運動用の電子メールの送信者に、氏名及び電子メールアドレス等の表示を義務付けるものとすること。

ウエブサイト等により選挙運動用又は落選運動用の文書図画を頒布する者に對し、電子メールアドレス等の表示を義務付けるものとすること。

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十五年三月十三日

提出者

逢沢 一郎	橋本 岳	遠山 清彦	佐藤 茂樹	平井たくや
石川 昭政外三十七名				

賛成者

公職選挙法の一部を改正する法律
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を
次のように改正する。
第一百四十二条の二の次に次の五条を加える。
(ウェブサイト等を利用する方法による文書図
画の頒布)
第一百四十二条の三 第百四十二条第一項及び第四
項の規定にかかわらず、選挙運動のために使用
する文書図画は、ウェブサイト等を利用する方
法(インターネット等を利用する方法(電気通信
(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六
号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。
以下同じ。)の送信(公衆によつて直接受信され
ることを目的とする電気通信の送信を除く。)に
より、文書図画をその受信をする者が使用する
通信端末機器(入出力装置を含む。以下同じ。)
の映像面に表示させる方法をいう。以下同じ。)
のうち電子メール(特定電子メールの送信の適
正化等に関する法律(平成十四年法律第三十六
号)第二条第一号に規定する電子メールをい
う。以下同じ。)を利用する方法を除いたものを
いう。以下同じ。)により、頒布することができ
る。

2

選挙運動のために使用する文書図画であつて
ウエブサイト等を利用する方法により選挙の期
日の前日までに頒布されたものは、第一百二十九
条の規定にかかわらず、選挙の当日において
も、その受信をする者が使用する通信端末機器
の映像面に表示させることができる状態に置い
たままにすることができる。

3

ウェブサイト等を利用する方法により選挙運
動のために使用する文書図画を頒布する者は、
その者の電子メールアドレス(特定電子メール
の送信の適正化等に関する法律第二条第三号に
規定する電子メールアドレスをいう。以下同
じ。)その他のインターネット等を利用する方法
(以下「電子メールアドレス等」という。)が、當
該文書図画に係る電気通信の受信をする者が使
用する通信端末機器の映像面に正しく表示され
るようにしなければならない。

(電子メールを利用する方法による文書図画の
頒布)

第一百四十二条の四 第百四十二条第一項及び第四
項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙
運動のために使用する文書図画を頒布するため
に用いられる電子メール(以下「選挙運動用電子メー
ル」という。)の送信をする者(その送信をしようとする者を含む
ものとする。以下「選挙運動用電子メール送信
者」という。)は、次の各号に掲げる者に対し、
かつ、当該各号に定める電子メールアドレスに
送信をする選挙運動用電子メールでなければ、
送信をすることができない。

一 衆議院(小選挙区選出議員の選挙 公職の
候補者及び候補者届出政党
二 衆議院(比例代表選出議員の選挙 衆議院
名簿届出政党等
三 參議院(比例代表選出議員の選挙 參議院
名簿届出政党等

参議院(選挙区選出)議員の選挙 公職の候
補者及び第二百一条の六第三項(第二百一条
の七第二項において準用する場合を含む。)の規
定によることとされる場合を含む。)の規
定により当該公職の候補者が所属するものと
して記載されたものに限る。)

アドレス

都道府県又は指定都市の議会の議員の選
挙 公職の候補者及び第二百一条の八第二項
(同条第三項において準用する場合を含む。)
において準用する第二百一条の六第三項の確
認書の交付を受けた政党その他の政治団体
(同条第三項において準用する場合を含む。)
において準用する第二百一条の六第三項の確
認書の交付を受けた政党その他の政治団体
者及び第二百一条の九第三項の確認書の交付
を受けた政党その他の政治団体
六 都道府県知事又は市長の選挙 公職の候
補者及び第二百一条の九第三項の確認書の交付
を受けた政党その他の政治団体
七 前各号に掲げる選挙以外の選挙 公職の候
補者

2

前項の規定により選挙運動のために使用する
文書図画を頒布するために用いられる電子メー
ル(以下「選挙運動用電子メール」という。)の送
信をする者(その送信をしようとする者を含む
ものとする。以下「選挙運動用電子メール送信
者」という。)は、次の各号に掲げる者に対し、
かつ、当該各号に定める電子メールアドレスに
送信をする旨の通知に対し、当該選挙運動用電子メー
ルの送信をしないよう求めめる旨の通知をし
なかつたもの。当該選挙運動用電子メールの
送信をする旨の通知に対し、当該選挙運動用
電子メールの送信をしないよう求めめる旨の
通知をした電子メールアドレス以外の当該政
治活動用電子メールに係る自ら通知した電子
メールアドレス

3 選挙運動用電子メール送信者は、次の各号に
掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める
事実を証する記録を保存しなければならない。
一 前項第一号に掲げる者に対し選挙運動用電子
メールの送信をする場合 同号に掲げる者
がその電子メールアドレスを当該選挙運動用
電子メール送信者に対し自ら通知したこと及
びその者から選挙運動用電子メールの送信を

前号に掲げる者のほか、選挙運動用電子
メール送信者の政治活動のために用いられる
電子メール(以下「政治活動用電子メール」と
いう。)を継続的に受信している者(その電子
メールアドレスを当該選挙運動用電子メール
送信者に対し自ら通知した者に限り、かつ、
その通知をした後、その自ら通知した全ての
電子メールアドレスを明らかにしてこれらに
当該政治活動用電子メールの送信をしないよ
うに求める旨を当該選挙運動用電子メール送
信者に対し通知した者を除く。)であつて、あ
らかじめ、当該選挙運動用電子メール送信者
から選挙運動用電子メールの送信をする旨の
通知を受けたもののうち、当該通知に対しそ
の受信している政治活動用電子メールに係る
自ら通知した全ての電子メールアドレスを明
らかにしてこれらに当該選挙運動用電子メー
ルの送信をしないよう求めめる旨の通知をし
なかつたもの。当該選挙運動用電子メールの
送信をする旨の通知に対し、当該選挙運動用
電子メールの送信をしないよう求めめる旨の
通知をした電子メールアドレス以外の当該政
治活動用電子メールに係る自ら通知した電子
メールアドレス

平成二十五年四月十二日 衆議院会議録第十六号

公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外五名提出)及び同報告書

三五

するよう求めがあつたこと又は送信をすることに同意があつたこと。

二一 前項第二号に掲げる者に対し選挙運動用電子メールの送信をする場合 同号に掲げる者がその電子メールアドレスを当該選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと、当該選挙運動用電子メール送信者が当該電子メールアドレスに継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること及び当該選挙運動用電子メール送信者が同号に掲げる者に対する選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと。

選挙運動用電子メール送信者は、第二項各号に掲げる者から、選挙運動用電子メールの送信をしないよう求める電子メールアドレスを明

二 前項第二号に掲げる者に対し選挙運動用電子メールの送信をする場合 同号に掲げる者がその電子メールアドレスを当該選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと、当該選挙運動用電子メール送信者が当該電子メールアドレスに継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること及び当該選挙運動用電子メール送信者が同号に掲げる者に対する選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと。

4 選挙運動用電子メール送信者は、第二項各号をしないように求める電子メールアドレスを明らかにして電子メールの送信その他の方法により当該電子メールアドレスに選挙運動用電子

二 前項第二号に掲げる者に対し選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をすることに同意があつたこと。

4 選挙運動用電子メール送信者は、第二項各号に掲げる者から、選挙運動用電子メールの送信をしないよう求められる旨の通知をしたとき、当該電子メールアドレスに選挙運動用電子メールの送信を受けたときは、当該電子メールアドレスに選挙運動用電子メールの送信をしてはならない。

選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メールの送信に当たつては、当該選挙運動用電子メールに次に掲げる事項を正しく表示しなければならない。

一 選挙運動用電子メールである旨
二 当該選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名跡

三　当該選挙運動用電子メール送信者に対し、前項の通知を行うことができる旨

四、(管子)の送付者の他の会員が、等を利用する方法により前項の通知を行う際
に必要となる電子メールアドレスその他の通
知先

(インターネット等を利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者の表示義務)

第一百四十二条の五 選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に、ウェブサイド等を利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレス等が、当該文書図画に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。

2 選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に、電子メールを利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、当該文書図画にその者の電子メールアドレス及び氏名又は名称を正しく表示しなければならない。

(インターネット等を利用する方法による候補者の氏名等を表示した有料広告の禁止等)

第一百四十二条の六 何人も、その者の行う選挙運動のための公職の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらの中のものが類推されるような事項を表示した広告を、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載させることができない。

2 何人も、選挙運動の期間中は、前項の禁止を免れる行為として、公職の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらの中のものが類推されるような事項を表示した広告を、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載させることができない。

3 何人も、選挙運動の期間中は、公職の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又

はこれらのが類推されるような事項が表示されていない広告であつて、当該広告に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面にウェブサイト等を利用する方法により頒布される選挙運動のために使用する文書図画を表示させることができる機能を有するもので、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載せることができない。

4 前二項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる選挙においては、それぞれ当該各号に定める

号の二」を加え、同項中第四号の二を第四号の三
とし、第四号の次に次の一号を加える。

政党その他の政治団体は選挙運動の期間中に
おいて、広告第一項及び第一百五十二条第一項
の広告を除くものとする。)であつて、当該広告

四の二 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類

に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面にウェブサイト等を利用する

第一百四十三條第二項中「類」の下に「前項第四号の二の映写等の類を除く。」を加え、「前項」を「同項」に改め、同条第三項及び第六項中「第一項第四

方法により颁布される当該政党その他の政治団体が行う選挙運動のために使用する文書図画を表示させることができる機能を有するものを、

号の二」を「第一項第四号の三」に改め、同条第九項中「同項第四号の二」を「同項第四号の三」に改

有料で、インターネット等を利用する方法により頒布する文書図画に掲載させることができ

め、「立札及び看板の類」の下に「屋内の演説会場内において使用する同項第四号のポスター、立札及び看板の類を除く。」を加え、「二えて一を

一 衆議院議員の選挙 議院名簿届出政党等 候補者届出政党及び衆

「超えて」に改め、同条第十一項中「第一項第四号の二」を「第一項第四号の三」に、「巾」を「幅」に

二 参議院議員の選挙 參議院名簿届出政党等
及び第二百一条の六第三項第二百一条の七

三 都道府県又は指定都市の議会の議員の選書の交付を受けた政党その他の政治団体

同条第十四項中「同項第四号の二」を「同項第四号の三」に改め、同条第十五項中「第一項第四号の二」を「第一項第四号の三」に改める。

挙 第二百一条の八第二項(同条第三項において準用する場合を含む)において準用する

第一百四十四条の二第五項中「第一百四十三条第一項第四号の二」を「第一百四十三条第一項第四号の

四 都道府県知事又は市長の選挙 第二百一條
第二百一一条の六第三項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体

三」に改める。

フレット」の下に「インターネット等を利用するする方法により頒布される文書図画」を加える。
 第百七十八条の見出し中「あいさつ行為」を「挨拶行為」に改め、同条中「あいさつする」を「挨拶する」に改め、同条第二号中「信書」を「信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画」に改める。

第一百八十七条第一項中「及び電話」を「並びに電話及びインターネット等を利用する方法」に、「外」を「ほか」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第一百九十七条第一項第六号中「候補者届出政党」の下に「が行う選挙運動(専ら衆議院小選挙区選出議員の選挙以外の選挙において行うものを除く。)」を、「選挙運動」の下に「(専ら参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙において行うものを除く。)」を加える。

第二百一条の四第六項中「文書図画」の下に「(ウェブサイト等を利用する方法により頒布されるものを除く。)」を加え、「に」を「いずれかに」に、「掲示」を「掲示し」に改め、同項に次の一号を加える。

三 屋内の推薦演説会の会場内においてその推薦演説会の開催中掲示する映写等の類

第二百一条の十三第一項第二号中「掲示」を「掲示し」に改め、「雑誌」の下に「並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるもの」を加える。

第二百二十九条中「いう」の下に「以下同じ」を加え、「抑留、毀壊」を「抑留し、毀壊し」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二百三十五条の五中「又は電話」を、「電話又はインターネット等を利用する方法」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二百四十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第三号の次に次二号を加える。

三の二 第百四十二条の四第二項又は第四項の規定に違反して選挙運動用電子メールの送信をした者

三の三 第百四十二条の六の規定に違反して広告を文書図画に掲載させた者

三の四 第百四十四条第一項中「に」を「いずれかに」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号の次に次二号を加える。

二の二 第百四十二条の四第五項の規定に違反して同項に規定する事項を表示しなかつた者

二の三 第百四十二条の五第二項の規定に違反して同項に規定する事項を表示しなかつた者

第二百七十二条の五の次に次の二条を加える。
 (適用関係)

第二百七十二条の六 この法律の適用については、文書図画に記載され又は表示されているバーコードその他これに類する符号に記録されている事項であつてこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示されるもの(以下「符号読取表示事項」という。)は、表示される文書図画に記載され又は表示されているものとする。

第二百七十二条の七 この法律の適用にかかる事項では、当該文書図画に記載され又は表示されなければならない事項であるときは、当該符号読取表示事項は、当該文書図画に記載され又は表示されていないものとする。

二 前項の規定にかかわらず、この法律の適用については、符号読取表示事項がこの法律の規定により文書図画に記載し又は表示しなければならない事項であるときは、当該符号読取表示事項は、当該文書図画に記載され又は表示されていないものとする。

(通知に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に新法第二百四十二条の四第二項各号又は第四項に定める通知に相当する通知があつた場合には、それぞれ同条第二項各号又は第四項に定める通知があつたものとして、同条第二項又は第四項の規定を適用する。(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 公職の候補者及び政党その他の政治団体以外の者が行う電子メール(新法第二百四十二条の三第一項に規定する電子メールをいう。)を利用する方法による選挙運動その他のインターネット等を利用する方法(同項に規定するインターネット等を利用する方法をいう。)による選挙運動の在り方については、選挙の公正を確保しつつ有権者の政治参加を促進する観点から、次回の国政選挙(施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙のうちその期日の公示の日が早いものをいう。)までに必要な措置が講ぜられるものとする。

(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正)

第六条 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正

第三条 第二項第二号中「情報(以下「この号及び第四条において」)を加え、同条の次に次の二条を加える。

(公職の候補者等に係る特例)

第三条の二 前条第二項の場合のほか、特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報(選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報に限る。以下この条において同じ。)の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置

が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するためには必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 特定電気通信による情報であつて、選挙運動のために使用し、又は当選を得させないための活動に使用する文書図画(以下「特定文書図画」という。)に係るもの流通によつて自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等の候補者等(公職の候補者又は候補者届出政党(公職選挙法昭和二十五年法律第百号)第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)若しくは衆議院名簿届出政党等(同法第八十六条の二第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)若しくは参議院名簿届出政党等(同法第八十六条の三第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)をいう。以下同じ。)

二 特定電気通信による情報であつて、特定文書図画に係るもの流通によつて自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から、名譽侵害情報等及び名譽侵害情報の発信者の電子メールアドレス等(公職選挙法第一百四十二条の三第三項に規定する電子メールアドレス等をいう。以下同じ。)が同項又は同法第一百四十二条の五第一項の規定に違反して表示されていない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名譽侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があつた場合であつて、当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器(入出力装置を含む。)の映像面に正しく表示されていないとき。

官報(号外)

ら当該名譽侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかつたとき。

三 特定電気通信による情報であつて、特定文書図画に係るもの流通によつて自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から、名譽侵害情報等及び名譽侵害情報の発信者の電子メールアドレス等(公職選挙法第一百四十二条の三第三項に規定する電子メールアドレス等をいう。以下同じ。)が同項又は同法第一百四十二条の五第一項の規定に違反して表示されていない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名譽侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があつた場合であつて、当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器(入出力装置を含む。)の映像面に正しく表示されていないとき。

理由

近年におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実・有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁するものである旨(以下「名譽侵害情報等」といふ)を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名譽侵害情報の送信を防止する措置(以下「名譽侵害情報送信防止措置」という。)を講ずるよう申出があつた場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該名譽侵害情報を発信者に対し当該名譽侵害情報等を示して当該名譽侵害情報送信防止措置を講することに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者か

るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁しようとするものとすること。

二 氏名等の虚偽表示罪の対象に、インターネット等を利用する方法による通信を加えるものとすること。

三 プロバイダ等が虚偽記載等を削除した場合に生じる情報発信者への損害に係る賠償責任の要件(情報発信者に対する削除照会に係る申出期限)を、「七日」から「二日」に短縮する等の特例を設けるものとすること。

(1) 選挙運動用電子メールは、電子メールアドレスを自ら通知した者のうち、①選挙運動用電子メールの送信の同意・求めをした者、②政治活動用電子メールの継続的な受信者であつて、選挙運動用電子メールの送信の通知に對し、送信しないよう求める通知をしなかつたものに對してのみ、送信できるものとすること。

二 選挙運動用電子メール送信を拒否した者に對しては、送信できないものとすること。

(2) 選挙運動用電子メール送信を拒否した者に對しては、送信できないものとすること。

三 施行期日等
この法律は、公布の日から起算して一日を経過した日から施行し、施行日以後初めて行われる国政選挙の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から適用すること。

四 プロバイダ等が虚偽記載等を削除した場合に生じる情報発信者への損害に係る賠償責任の要件(情報発信者に対する削除照会に係る申出期限)を、「七日」から「二日」に短縮する等の特例を設けるものとすること。

3 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して一日を経過した日から施行し、施行日以後初めて行われる国政選挙の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から適用すること。

二 議案の目的及び要旨

本案は、近年におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実・有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁しようとする措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認める

ものとすること。

一 公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外五名提出)に関する報告書

本案は、近年におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実・有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法により選挙運動用の文書図画を頒布する者に対し、電子メールアドレス等の表示を義務付けるものとすること。

(一) 選挙運動用電子メール

の送信者に対し、氏名及び電子メールアドレス等の表示を義務付けるものとすること。

(二) 謹誹中傷、なりすまし対策

ウエブサイト等により選挙運動用又は落選運動用の文書図画を頒布する者に対し、電子メールアドレス等の表示を義務付けるものとすること。

(三) 選挙運動用電子メール

の送信者に対し、氏名及び電子メールアドレス等の表示を義務付けるものとすること。

(四) 氏名等の虚偽表示罪の対象に、インターネット等を利用する方法による通信を加えるものとすること。

(五) プロバイダ等が虚偽記載等を削除した場合に生じる情報発信者への損害に係る賠償責任の要件(情報発信者に対する削除照会に係る申出期限)を、「七日」から「二日」に短縮する等の特例を設けるものとすること。

(六) 議案の修正議決理由

本案は、近年におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実・有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁しようとする措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認める

が、衆議院比例代表選出議員の選挙において、衆議院名簿登載者(重複立候補者を除く。)が、電子メールを利用する方法により選挙運動のた

官報 (号外)

めに行う文書図画の頒布は、当該衆議院名簿登載者に係る衆議院名簿届出政党等が行う文書図画の頒布とみなすこと等について、修正を行う必要があるものと認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十五年四月十一日

政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に
する特別委員長 保岡 興治

衆議院議長 伊吹 文明殿
〔別紙〕

(小字及び
は修正)

第百四十二条の二の五条を加える。
(ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布)

第百四十二条の三 (略)

第百四十二条の二の次に次の五条を加える。
(ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布)

第百四十二条の四 (略)

第百四十二条第一項及び第四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙においては、それぞれ当該各号に定めるもの

は、電子メールを利用する方法により、選挙運動のため使用する文書図画を頒布することができる。

衆議院(小選挙区選出)議員の選挙 公職の候補者及び候補者届出政党

二 衆議院(比例代表選出)議員の選挙 衆議院名簿届出政党等

三 參議院(比例代表選出)議員の選挙 参議院名簿届出政党等

四 參議院(選挙区選出)議員の選挙 公職の候

平成二十五年四月十二日 衆議院会議録第十六号

公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外五名提出)及び同報告書

補者及び第二百一条の六第三項(第二百一条の七第二項において準用する場合を含む。)の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体(第八十六条の四第三項(同条第五項において定により当該公職の候補者が所属するものとして記載されたものに限る。))の規

定により当該公職の候補者が所属するものと

その例によることとされる場合を含む。)の規

定により当該公職の候補者が所属するものと

して記載されたものに限る。)

五 都道府県又は指定都市の議会の議員の選挙 公職の候補者及び第二百一条の八第二項

(同条第三項において準用する場合を含む。)

六 都道府県知事又は市長の選挙 公職の候補者及び第二百一条の九第三項の確認書の交付

を受けた政党その他の政治団体

七 前各号に掲げる選挙以外の選挙 公職の候補者

前項の規定により選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために用いられる電子メール(以下「選挙運動用電子メール」という。)の送信をする者を含む

文書図画を頒布するために用いられる電子メール(以下「選挙運動用電子メール」という。)の送信をする者を除く。)であつて、あらかじめ、当該選挙運動用電子メール送信者から選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知を受けたもののうち、当該通知に對しその受信している政治活動用電子メールに係る自ら通知した全ての電子メールアドレスを明らかにしてこれらに当該選挙運動用電子メールの送信をしないよう求めること及び当該選挙運動用電子メール送信者に對し自ら通知したこと、

当該選挙運動用電子メール送信者が当該電子メールアドレスに継続的に政治活動用電子メール送信者に對し自ら通知したこと、

電子メール送信者に對し自ら通知したこと、

当該選挙運動用電子メール送信者が同号に掲げる者に對し選挙運動用電子メールアドレスに選挙運動用電子メールの送信をしていないこと及び当該選挙運動用電子メール送信者に對し自ら通知したこと、

当該選挙運動用電子メール送信者が同号に掲げる者に對し選挙運動用電子メールアドレスに選挙運動用電子メールの送信をしていないこと及び当該選挙運動用電子メール送信者に對し自ら通知したこと、

当該選挙運動用電子メール送信者が同号に掲げる者に對し選挙運動用電子メールアドレスに選挙運動用電子メールの送信をしていないこと及び当該選挙運動用電子メール送信者に對し自ら通知したこと、

当該選挙運動用電子メール送信者が同号に掲げる者に對し選挙運動用電子メールアドレスに選挙運動用電子メールの送信をしていないこと及び当該選挙運動用電子メール送信者に對し自ら通知したこと、

当該選挙運動用電子メール送信者が同号に掲げる者に對し選挙運動用電子メールアドレスに選挙運動用電子メールの送信をしていないこと及び当該選挙運動用電子メール送信者に對し自ら通知したこと、

当該選挙運動用電子メール送信者が同号に掲げる者に對し選挙運動用電子メールアドレスに選挙運動用電子メールの送信をしていないこと及び当該選挙運動用電子メール送信者に對し自ら通知したこと、

当該選挙運動用電子メール送信者が同号に掲げる者に對し選挙運動用電子メールアドレスに選挙運動用電子メールの送信をしていないこと及び当該選挙運動用電子メール送信者に對し自ら通知したこと、

当該選挙運動用電子メール送信者が同号に掲げる者に對し選挙運動用電子メールアドレスに選挙運動用電子メールの送信をしていないこと及び当該選挙運動用電子メール送信者に對し自ら通知したこと、

3

衆議院(比例代表選出)議員の選挙において、公職の候補者たる衆議院名簿登載者(当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者を除く。)が、電子メールを利用する方法により選挙運動のために行う文書図画の頒布は、第4項の規定により当該衆議院名簿登載者に係る衆議院名簿届出政党等が行う文書図画の頒布とみなす。この場合における前項の規定の適用については、同項中「送信をする者その送信をしようとする者」とあるのは、「送信をする衆議院名簿登載者その送信をしようとする衆議院名簿登載者」とする。

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221</

一 選挙運動用電子メールである旨
二 当該選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称

三 当該選挙運動用電子メール送信者に対し、
前項の通知を行うことができる旨

四 電子メールの送信その他のインターネット等を利用する方法により前項の通知を行いう際に必要となる電子メールアドレスその他の通

知先
(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)の規定(新法第百四十二条の第四項及び第五項まで(第二項及び第四項にあつては、通知に係る部分に限る。)、第一百五十一條、第二百二十九条及び第二百七十二条の六並びに第二百七十二条の六の規定を除く。)及び附則第六条の規定による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。以後初め

てその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

(通知に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に新法第百四十二条の四第二項各号又は第四項に定める通知に相当する通知があつた場合には、それぞれ同条第二項

各号又は第四項に定める通知があつたものとして、同条第二項又は第四項の規定を適用する。(検討)

三の二 第百四十二条の四第二項○又は第四項において読み替えて適用される場合を含む。)の規定に違反して選挙運動用電子メールの送信をした者

三の二 第百四十二条の四第二項○又は第四項において読み替えて適用される場合を含む。)の規定に違反して選挙運動用電子メールの送信をした者